

第4節 取扱所に係る技術上の基準

第1 給油取扱所

1 屋外給油取扱所の基準

- (1) 給油取扱所の上空には、原則として特別高圧架空電線が通過しないこと。ただし、次の事項に適合する場合にあっては、この限りではない。(H6.7.29消防危第66号質疑)
 - ア 特別高圧架空電線と固定給油設備等、注入口、通気管、建築物等との間に水平距離を確保すること。
 - イ アの距離が確保することができない場合は、電線落下等に対する電氣的及び構造的な安全性を有するような措置を講ずること。
 - ウ 電線が断線した場合における措置等について予防規程等で明記すること。
 - (2) 高圧引込線にあっては、固定給油設備等、通気管、注入口及び換気設備等の先端から水平距離で2m以上離すこと。
 - (3) 敷地の一部が河川上にかかる場合には、次の事項に適合すること。(S40.3.22自消丙予発第43号質疑)
 - ア 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流入しないものであること。
 - イ 河川の側面に設ける擁壁は、コンクリート壁とし、上部からの荷重に十分耐えるものであること。
 - (4) 地盤面より上に鉄筋コンクリートで張り出した床面を空地とすることができる。(S47.1.10消防予第20号質疑)
 - (5) 給油取扱所敷地上の空中の一部を占有する横断歩道橋の設置は、認められない。(S42.9.1自消丙予発第67号質疑)
 - (6) 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、危令第27条第6項第1号チの規定によるほか、給油空地以外の場所で固定給油設備から危令第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分、専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けること。(S62.4.28消防危第38号通知)
 - (7) 給油取扱所の一部を自動車の保有場所として使用する場合には次の条件を満足すること。
 - (◆)
 - ア 自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限る。
 - イ 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障のない空地とすること。
 - (8) 給油取扱所の自動車の保管場所を指定数量未満の危険物移動タンク車の常置場所とすることができる。(S62.6.17消防危第60号質疑)
 - (9) 危険物の給油及び灯油若しくは軽油の詰替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いは、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められる。ただし、廃油タンクから指定数量以上の抜き取りを行うこと及び固定注油設備からミニローリー又は移動タンク貯蔵所に詰め替える場合にあっては、この限りでない。(S62.4.28消防危第38号通知)
- #### 2 屋外給油取扱所であるための条件
- 給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の3分の1以下であること。
- (1) 給油取扱所の敷地面積とは、給油取扱所の防火塀(危令第17条第1項第19号に規定する塀又は壁をいう。以下同じ。)の外側(建築物の外壁が防火塀を兼ねる場合にあっては、当該外壁の中心線)と道路に面する側の道路境界線とに囲まれた部分の面積とする。
 - (2) 水平投影面積の算定にあたっては、次のことに留意すること。

ア 建築物庇、屋外階段、上階のオーバーハング部分、はり及びトラスの部分も算入すること。なお、はり及びトラスについては、これらの本体部分の面積のみを算入すること。

(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

イ 上屋等の屋根部分にルーバーが設けられるものにあつては、空間部分も含め当該屋根部分全体を算入すること。(H1消防危第14号)

ウ 雨とい及び上屋の吹き抜け部分は算入しなくて差し支えないこと。

3 給油空地

給油空地については、次によること。

(1) 給油取扱所の地盤面に給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の範囲をペンキ、タイル等により明示する必要はないが、許可申請書の添付図書には、給油空地等の範囲を明示すること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(2) 給油空地の性能規定に関する事項は次によること。(H18. 5. 10消防危第113号通知)

ア 基本的機能

固定給油設備の配置、給油を受ける自動車等の大きさ、車両の導線等を考慮して判断すべきものであること。なお、給油空地には、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれる必要があること。

イ 出入口

道路に面する側の幅は、連続して10m以上であること。なお、出入口が分割して設けられる場合には、危令第23条の基準の特例が必要であり、この場合には、幅5m以上の出入口が2箇所以上あることが必要であると考えられること。

ウ 通行できる広さ

「安全かつ円滑に通行することができる」ため、すれ違い時の車両間に十分な間隔が確保される必要があること。

エ 給油を受けることができる広さ

(ア) 自動車等を包含するように保有されている必要があること。

(イ) 「安全かつ円滑に給油を受けることができる」ため、自動車等の周囲に給油作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。

(3) 道路構造令の一部を改正する政令の施行(H13. 7. 1政令第130号)に伴い、給油空地の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなるものについては、次の事項を満足する場合は、別図(給油空地の例示)に示す給油空地について、危令第23条を適用する。

(H13. 11. 21消防危第127号通知)

ア 給油空地は、間口(主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ)を10m以上とし、奥行きを6m以上とすること。

イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

ウ 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

給油空地の例示

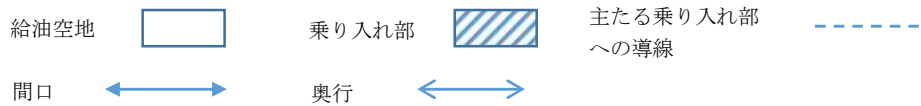


図1

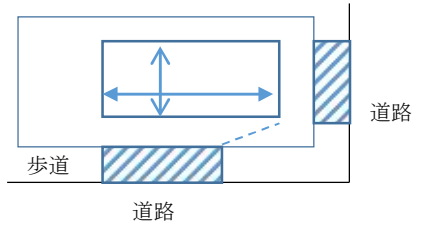


図2

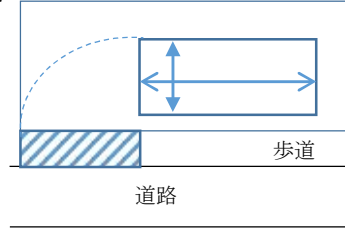


図3

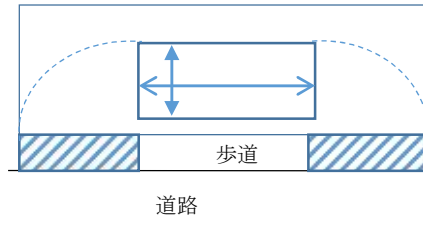


図4

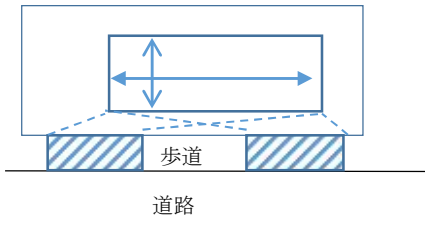


図5

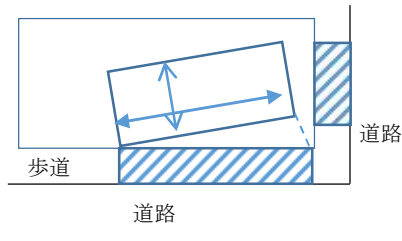
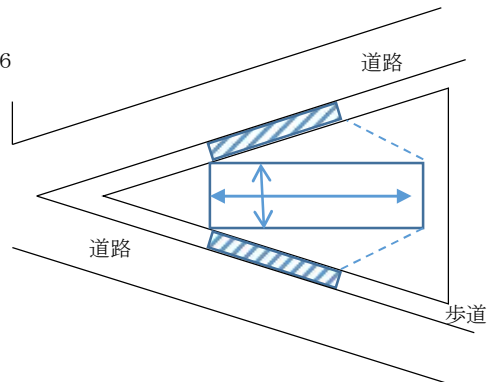


図6



- (4) 道路と給油空地（間口側）との間に歩道又はガードレール等の障害物がある場合は、5 m以上の幅の出入口を同じ側に2箇所以上設けること。

なお、この出入口から奥行き6 m以上の空地が確保できること。(S45. 5. 4消防予第81号質疑、S43. 4. 3消防予第94号質疑)

- (5) 橋等（以下「通路」という。）を介して道路に接している給油取扱所は、次によること。
(S40. 4. 9自消丙予発第64号質疑、S44. 3. 10消防予第50号質疑)

ア 通路の幅が、道路から給油取扱所に至る通路の長さの2分の1以上で、かつ、5 m以上であること。

イ 上記アの通路が、道路の同じ側に2箇所以上設けられていること。

ウ 通路が河川等を渡って設けられるときは、万一、危険物が通路に流出した場合であっても、河川等に流入しないよう当該通路の両側を高くする等通路には、危険物の流出防止措置を講ずること。

- (6) 間口10 m以上、奥行き6 m以上の給油のための空地を確保する場合、店舗は道路に面

- して設けても差し支えない。(S62. 6. 17消防危第60号質疑)
- (7) 懸垂式の固定給油設備を設置することにより、表面、裏面の道路に車両が通り抜けられる場合は、間口が10mに満たない場合でも認められる。(S39. 9. 1自消丙予発第95号質疑)
- (8) 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあつては、給油空地の一部にグリーンベルト、植込み、池等を設けることができる。なお、植込みの高さは危令第17条第1項第19号に規定する塀の高さ以下にすること。(S46. 4. 23消防予第65号質疑、S47. 1. 7消防予第13号質疑)
- (9) アイランドは、固定給油設備等の下部に漏えいした危険物が流入しない高さとする。

(◆)

- (10) 固定注油設備のアイランドは、給油空地内に設けないこと。また、固定給油設備とのアイランドの共有は認められず、それぞれのアイランド間には車両の通行できる間隔を有すること。(S62. 6. 17消防危第60号質疑)
- (11) 給油空地には、固定給油設備のホース機器以外の設備を設けてはならないこと。ただし、必要最小限のPOS用カードリーダー及びクイックサービスユニット(自動車等の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。以下同じ。)等で、給油業務に支障がないと認められる場合は設けることができる。(S62. 6. 17消防危第38号通知)

4 注油空地

注油空地については、次によること。

- (1) 注油空地の性能規定に関する事項は次によること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑、H1. 3. 3消防危第15号通知、H18. 5. 10消防危第113号通知)
- ア 固定注油設備の配置、容器の置き場所、注油を受けるためのタンクを固定した(車両に固定された4, 000L以下の移動タンク貯蔵所及び指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うタンクを固定した車両(以下「移動タンク貯蔵所等」という。))の停車位置を考慮して判断すべきものであること。
- イ 容器に詰め替えることができる広さ
- (ア) 容器を包含するように保存されている必要があること。
- (イ) 容器を安全に置くための台等を設ける場合には、当該台等も包含する必要があること。
- ウ 車両に固定されたタンクに注入することができる広さ
- (ア) 移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されている必要があること。
- (イ) 「安全かつ円滑に注入することができる」ため、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。
- (ウ) 図面に想定される移動タンク貯蔵所等の大きさを破線等により図示すること。
- (2) 容器等への詰め替えを目的とする注油空地は、おおむね2m四方以上の広さとする。
- (3) 注油空地には、固定注油設備以外の設備を設けてはならないこと。
- (4) 注油空地の出入口は、直接道路に接している必要はない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- (5) 移動貯蔵タンクに詰め替えるための注油空地は、給油空地以外の場所で固定給油設備から危則第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の場所に保有すること。(S62. 6. 17消防危第38号通知、S62. 6. 17消防危第60号質疑)

5 空地の舗装

- (1) 危則第24条の16に規定する性能を有する舗装として、鉄筋コンクリート以外で施工する場合は、耐油性、排水性があり、車両重量等に対して十分な強度があるとともに、燃えにくい(準不燃材料(JIS難燃2級)以上)のものとし、次のものがある。(S59. 8. 22消防危第91号質疑)
- ア ポリシールコンクリート舗装(S53. 10. 5消防危第133号質疑)

骨材を少量のアスファルトで粘結し、この空隙にポリシールドープを主体とした充てん材（ポリシールドープグラウト）を充てんしたもの。

イ TXコンクリート舗装（S56.7.10消防危第87号質疑）

基層をセメントコンクリートとしたもので、表層に独特の空隙を持ったアスファルトコンクリートを施し、この全厚（30～60mm）に特殊混和材（TX-O）を加えたセメントペーストを浸透させたもの。

ウ ベアコート舗装（S60.10.21消防危第118号質疑）

砕石を主体とした骨材を、少量のアスファルトと混合（ベースアスコン）し、これを路面に敷ならし、ローラーで締め固めた後、その空隙に特殊セメントミルクである「ベアコートミルク」を、全層にわたって浸透固化させたもの。

(2) 空地の地盤面の舗装の補修材または表面仕上材については、次によること。

ア エポキシ樹脂を結合剤としたエポキシ樹脂モルタルは、舗装用補修剤として認められる。（S54.7.14消防危第75号質疑）

イ エポキシ樹脂系及びポリウレタン併用モルタルは、認められない。（S59.6.9消防危第69号質疑）

ウ セメント、骨材にアクリル系樹脂を主剤とした混合剤と水で混合した特殊モルタルを地盤表面上に接着剤（前記混合剤と水で混合したもの）を塗布後に12～15mm厚に塗り押えたアクリル系樹脂モルタルは、認められる。（S59.8.22消防危第91号質疑）

(3) 危則第24条の16に定める「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいう。（H18.5.10消防危第113号通知）

(4) 給油空地及び注油空地以外の部分はアスファルトによる舗装としてもよい。（H31.4.19消防危第81号通知）

6 滞留・流出防止措置

(1) 油分離装置は、給油取扱所の一部であるので、原則として給油取扱所の敷地内（道路及び防火塀で囲まれた部分）に設けること。

(2) 油分離装置は3連式又は4連式以上を設置すること。

(3) 油分離装置の材質は、コンクリートとすること。ただし、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重に耐えるよう設置されている場合にはFRP（ガラス繊維強化ポリエステル樹脂）、硬質塩化ビニル板（JIS K 6475適合品）とすることができる。（S47消防予第97号）

(4) 給油空地と注油空地の排水溝及び油分離装置は、兼用することができる。（H1.3.3消防危第15号通知）

(5) 滞留・流出防止装置の性能規定に関する事項は次によること。（H18.5.10消防危第113号通知）

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

(ア) 給油空地又は注油空地からこれら空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。

(イ) 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜（1/100以上）を付ける等の給油取扱所の構造で確保することが必要であること。

イ 漏れた危険物の滞留防止措置

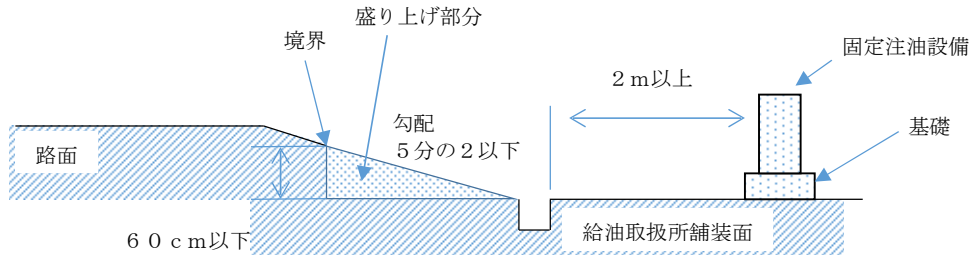
(ア) 給油空地又は注油空地内に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏れいした危険物が空地内に滞留しないこと。

(イ) 空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜（1/100以上）を付けることは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

ウ 道路のかさ上げによって空地の地盤面が周囲の地盤面より低くなる場合、当該給油取

扱所の空地に可燃性蒸気が滞留しないよう当該境界部分をコンクリートにより適当な勾配をつけて盛り上げる等の次の事項に適合する措置を講ずること。(S44. 11. 25消防予第276号質疑、S44. 4. 24消防予第130号質疑)

- (ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が0.6 m以下であること。
- (イ) 境界部分の高低差をうめる盛り上げ部分がアイランドの道路に面する側から2 m以上離れていること。
- (ウ) 盛り上げの勾配が5分の2以下であること。



(6) 危険物等の流出防止措置の性能規定に関する事項は次によること。(H18. 5. 10消防危第113号通知)

ア 収容

- (ア) 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容される必要があること。
- (イ) 「火災予防上安全な場所」とは、給油空地等、注油口の周囲及び附属設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分であること。
- (ウ) 排水溝及び油分離装置を設けることは、当該性能を確保するための措置の一例と考えられること。

イ 貯留設備

危険物を取り扱う建築物の床等に設ける貯留設備とは、危険物を一時的に貯留する設備をいうが、これらには貯留設備のほか油分離装置等が該当すること。

ウ 貯留設備からの流出防止

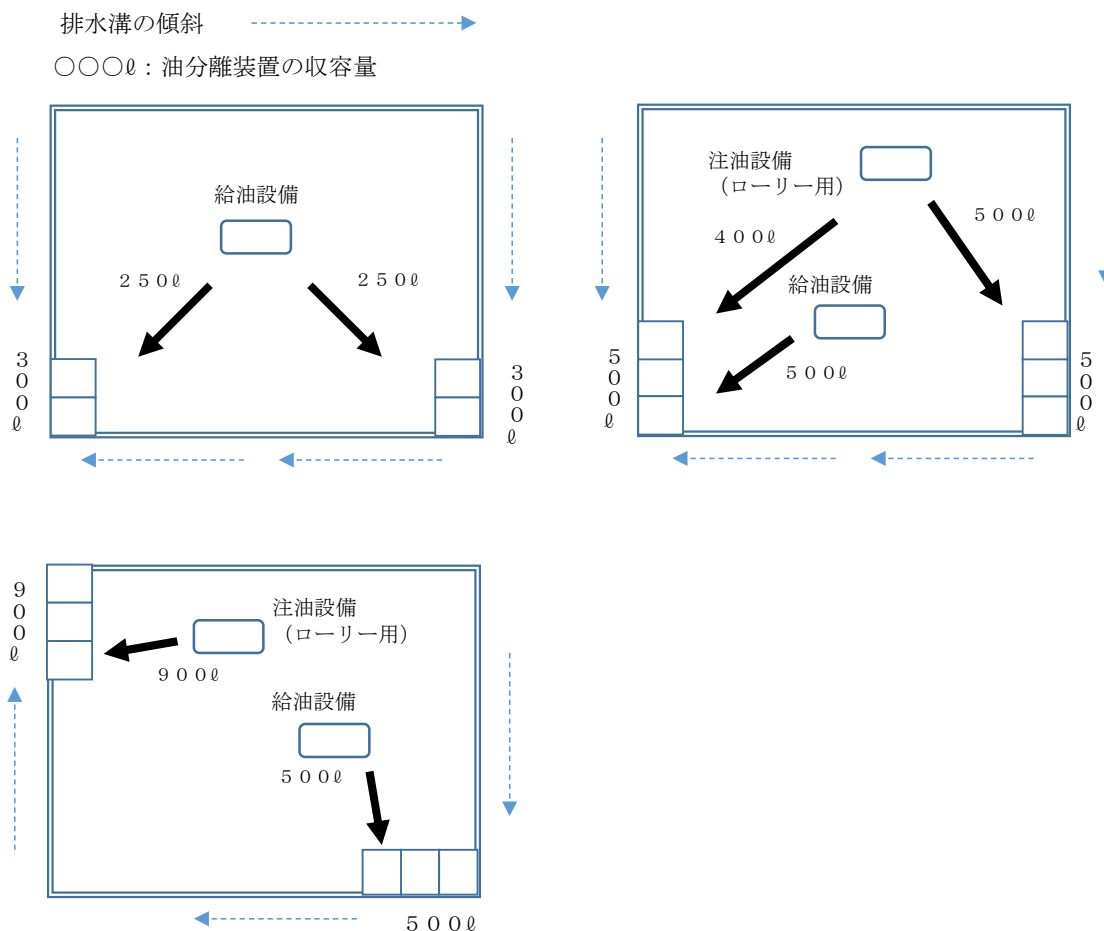
貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていることが必要である。

- (ア) 水に溶けない危険物を収容する貯留設備
 - 危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。
- (イ) (ア) 以外の貯留設備
 - 流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては次のものが考えられること。なお、水と油との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは、当該性能を有しているとは考えられないこと。
 - a 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。
 - b 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(7) 給油取扱所における貯留設備（排水溝と油分離装置とした場合）について、「給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容される」ことが必要であるが、複数の油分離装置をもって必要な収容量を確保する場合に

おける、それぞれの油分離装置の収容量は、固定給油設備等の位置から排水溝、給油空地等の地盤の傾斜の状況を踏まえた、危険物の漏えい時に流入が見込まれる相当量を勘案したものであること。ただし、一の油分離装置で必要な収容量500L（ローリー等の注入を行う固定注油設備は900L）が確保されている場合には、この限りでない。

（H18.9.19消防危第191号質疑）



(8) 危告示第4条の51に定める危険物の数量に応じた貯留設備の要領において、給油取扱所に設ける油分離槽にあっては、当該分離槽の水の貯留する部分を除いた部分の合計の容量とする。

7 タンク

(1) 専用タンク

ア 中仕切専用タンクによるガソリンと灯油の取扱いは認められるものである。

イ ボイラー又は自家発電設備等への灯油の供給は、専用タンクから行うことができる。

(S62.4.28消防危第38号通知)

ウ 給油取扱所の敷地外に設けた屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所等と給油取扱所の専用タンクを配管によって連結することは、注油中の危険物の量が常時確認できる装置を設置する等危険物の溢流防止について適切な措置をとっている場合に限り差し支えない。

なお、屋外タンク貯蔵所等の注入口等は、給油取扱所の敷地内に設置することは、認められない。(S51.7.12消防危第23-12号質疑、S56.6.16消防危第70号質疑)

エ 複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。この場合既設の専用タンクの注入管内に難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管とする場合は、危令第

23条の規定を適用し認めて差し支えない。(H4.2.6消防危第13号質疑)

オ 過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について
(R3.3.30消防危第51号通知)

適用対象となる地域は、次の(ア)から(オ)の事項すべてを満たしていること。

(ア) 次のいずれかに該当する場所であること。

① 過疎地域自立促進特別措置法(H12法律第15号)第2条第2項の規定により公示された区域。

② 市町村内の給油所数が3箇所以下の市町村又は居住地から最寄り給油所までの距離が15km以上ある地域を抱える市町村。

(イ) 設置しようとする市町村において、いわゆる「SS過疎地対策計画」等自治体による燃料供給拠点確保のための計画が定められていること。

(ウ) 設置しようとする場所において、当該地域を包含するハザードマップで示された災害危険がないこと。ただし、想定される災害危険への対策がなされ、危険性が十分軽減された場合はこの限りでない。

(エ) 設置しようとする場所が、建基法令で定める用途地域毎の設置基準を満たしていること。

(オ) 設置しようとする場所が、防火地域及び準防火地域以外の地域であること。

(2) 廃油タンク等

ア 廃油タンク等は、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。(S62.4.28消防危第38号通知)

イ 中仕切専用タンクによるガソリンと廃油の取扱いは、認められない。(S62.6.17消防危第60号質疑)

ウ 廃油タンク等に潤滑油タンクは含まない。(S62.6.17消防危第60号質疑)

エ 廃油タンク等をボイラーに接続できること。ただし、給油取扱所の敷地外ボイラーとは接続できない。(S62.6.17消防危第60号質疑)

(3) 「専用タンク及び廃油タンク等の位置、構造及び設備」については、「地下タンク貯蔵所」の例によるほか、次によること。

ア 専用タンク及びボイラーに直接接続するタンクの注入口については、次によること。

(ア) 注入口は、原則として専用タンクの直上部以外に設けた注入口(「以下遠方注入口」という。)とし、給油取扱所の敷地内で給油に支障ない位置に設けること。

(イ) 遠方注入口は、火気使用場所から直近距離で5m以上の距離を保つこと。ただし、防火上安全な措置を講じる場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 遠方注入口は、不燃材料で作った箱の中に納めるか、又は注入口の直下に囲いを設ける方法のいずれかにより危険物の漏れを防止すること。

(エ) 一箇所に二以上の遠方注入口を設ける場合は、注入口ごとにその取り扱う危険物の品名を見やすい方法で表示すること。

イ 廃油タンクの注入口は次によること。

(ア) 注入口は、不燃材料で作った箱に納めるか又はバケツ及びバルブを設けること。ただし、バケツを設けない場合は、注入口の直下に貯留設備を設けること。

(イ) 注入口は、整備室内に設けることができる。

(ウ) 当該タンクの吸上口は、移動タンク貯蔵所の給油ホースを緊結できる構造とすること。

(4) 簡易タンク

ア 給油取扱所の敷地が、防火地域又は準防火地域と指定のない地域とにわたる場合は、敷地全部を防火地域又は準防火地域として取扱い、簡易タンクの設置は認められない。

イ 給油取扱所の敷地が、指定のない地域から防火地域又は準防火地域に指定が変更された場合には、簡易タンクの設置は認められない。

ウ 危令第17条第1項第7号に規定する石油類の品質について、オクタン価の異なるものは「異なった品質」に該当する。

エ 危令第17条第1項第8号ロにおいてその例によることとされる危令第14条第4号に定める技術上の基準のうち、空地及び間隔の規定は適用しない。

(5) 専用タンク又は廃油タンク等と簡易タンクを配管又はホースにより、結合することは認められない。(S41.2.3自消丙予発第15号質疑)

(6) 専用タンクに設ける通気管の敷地境界線からの離隔距離については、隣地との境界線からとする。(S62.9.9消防危第91号質疑)

8 配管

(1) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けるおそれのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。

(2) 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合は、溶接継手とすること。

(3) 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地等に面しない外壁に沿って敷設されている場合は、危則第13条の5第1項第2号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えない。

(4) 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導すること。

(5) 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視点検できる点検口を設けること。

(6) 合成樹脂製配管に次の措置が講じられている部分については、「地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造」のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてもよい。(H30.3.29消防危第42号質疑)

ア 厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。

イ 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25t車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。

ウ 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

9 固定給油設備及び固定注油設備

(1) 固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の構造等は、次によること。(H5.9.2消防危第68号通知)

ア ポンプ機器の構造

(ア) 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。

(イ) ポンプ機器として油中ポンプを用いる場合は、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置（ホース機器の傾きを検知するもの。）によりポンプ機器の回路を遮断する方法等、ポンプ機器を停止する措置が講じられていること。なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、この限りでない。

イ ホース機器の構造

(ア) 過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止できる装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能をもったものであること。この場合、安全継手は200kg以下の荷重によって離脱するものであること。

- (イ) 給油ホース等が地盤面に接触させない構造とは、ホース取出口を高い位置に設ける方法又はホースをバネで上部に上げる方法がホース機器本体に講じられているか、給油ホースにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ、又はプラスチックで被覆されているものであること。
- (ウ) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する60Lを超え180L以下のポンプに接続されている固定給油設備等のホースは、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000Lを超えない量であること。）以下に制限される構造等、注入時の危険物の漏れを防止する機能を有すること。

ウ 配管の構造

- (ア) ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が、ポンプ吐出配管に設けられていること。ただし、配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる場合は、この限りでない。
- (イ) 配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合は、当該機器間を接続する配管は固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当するものであること。

エ 外装の構造

- (ア) 外装に用いる難燃性を有する材料とは、不燃材料及び準不燃材料並びにJIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができる。
- (イ) 懸垂給油ホース設備にFRP（ガラス繊維強化ポリエステル樹脂）を使用する場合は、次によること。
 - a 使用するFRPは、難燃性を有するもの（JIS K 6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」の規格による不燃性相当品）であること。
 - b FRPを使用する部分は、給油ホース設備のカバー及びホースリール、油量等の表示設備ケースであること。（S47.10.31消防危第174号質疑、S49.9.12消防予第113号質疑）

オ ホースの全長

- (ア) 固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長は、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。
- (イ) 懸垂式固定給油設備等の給油ホース等の長さは、固定給油設備等から地盤面に向け垂直に給油ホース等を垂らした垂線から半径3m以下の円内で、弁を設けたノズル先端が地盤面から高さ0.5m以上を確保した長さをいうものであること。

カ 静電気除去

- (ア) 給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積された静電気を有効に除去するため、先端ノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。（H5.9.2消防危第69号通知）
- (イ) 給油管の先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置とは、電気良導体である線等でノズルとタンク部分又はノズルと大地を接続させるための装置である。（S37.4.6自消丙予発第44号質疑）

- (2) メーター指示部とノズルホース部が回転する固定給油設備を設置することができる。
(S50. 7. 22消防予第64号質疑)
- (3) 一の固定給油設備の内部に複数のポンプを設け、その内のひとつを懸垂式ホース機器と配管で結び注油設備とすることは認められない。(H4. 2. 6消防危第13号質疑)
- (4) 懸垂式給油ホース設備で、取出し口が移動するものを設置することができる。
(S49. 9. 12消防予第113号質疑)
- (5) KHKの型式試験確認証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、構造に関する技術基準に適合しているものと認められるものである。(S63. 5. 30消防危第74号通知)
- (6) 危則第25条の2第5号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(H13. 3. 30消防危第43号通知)によること。
- (7) 表示
- ア 防火に関する表示は、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース機器の本体ケース）又は給油ホース等（ノズルの部分又はノズル直近の部分）の位置にガソリン、軽油、レギュラー又はハイオク等の油種名又は商品名を表示すること。
(S62. 4. 28消防危第38号通知)
- イ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみ供する固定注油設備の注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。(H5. 9. 2消防危第68号通知)
- (8) 固定給油設備等の位置
- ア 固定給油設備等の位置については、次によること。
- (ア) 「道路境界線」、「敷地境界線」及び「建築物の壁」からの離隔距離は、固定注油設備等の中心点までの距離とする。ただし、懸垂式のもののうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とする。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
- (イ) 建築物には、給油取扱所外の建築物も含まれる。また、敷地境界線とは、給油取扱所の境界ではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界線といわれる部分をいう。
(S62. 9. 9消防危第91号質疑)
- (ウ) 建築物の開口部のない壁の範囲は、固定給油設備等の位置から水平距離2mの範囲内に開口部がない場合とする。(S45. 4. 4消防予第60号質疑)
- (エ) 建築物のはめ殺し窓とガラリは、開口部に該当する。(S45. 4. 4消防予第60号質疑)
- (オ) 二以上の固定給油設備相互間（簡易タンクに設けられた固定給油設備を除く。）又は固定注油設備相互間の離隔距離は、規制しないものとする。(S62. 4. 28消防危第38号通知、S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)
- (カ) 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートのふたの上部にアイランドを設け固定給油設備等を設置することができる。ただし、地下貯蔵タンクのマンホールプロテクタ、点検口、検知管のある場所は除くものとする。(S58. 12. 2消防危第128号質疑)
- イ 危則第25条の3の2第1項第2号においてポンプ室の出入口を給油空地に面することとしているのは、事務所等への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- ウ 道路境界線に防火塀を設けた場合には、防火塀の内側を敷地境界線とみなし危令第17条第1項第12号又は第13号に規定する固定給油設備等と敷地境界線との間隔とすることができる。ただし、この場合において当該防火塀は、危令第17条第1項第12号又は第13号に規定する固定給油設備等と道路境界線との間隔を確保できる部分まで設ける必要があること。
- (9) 懸垂式の固定給油設備等の緊急停止装置
緊急停止装置は次によること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

- ア 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
 - イ 当該装置の操作部を設ける場合は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外側等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。
- (10) 固定給油設備等に接続できるタンクについて
- 固定給油設備等に直接接続できる貯蔵タンクは、専用タンク又は簡易タンクに限られ、他の許可施設等から直接配管接続することは認められない。
- (11) 固定注油設備に簡易タンクを接続することについて
- 当該固定注油設備が、屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）の附属設備で、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H21. 11. 17消防危第204号）中、問1の要件に適合している場合に限り、危令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。
- 10 建築物の用途及び面積
- (1) 危令第25条の4第1項第6号に掲げる建築物の用途については、施行令第1条の2第2項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むもので、次のとおりとする。なお、施行令第1条の2第2項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（S50. 消防予第41号・消防安第41号）1（1）によること。（R6. 2. 29消防危第40号通知）
- ア 給油又はこれに附帯する業務のための用途として認められるもの
 - (ア) 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場（物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次ぎ等の営業を含むものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類について制限されないものである。）（S62. 4. 28消防危第38号通知、H31. 4. 19消防危第81号通知）
 - (イ) LPG販売の取次ぎ及びカートリッジタイプのガスボンベの販売（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - (ウ) 指定数量未満の家庭用塗料の販売（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - (エ) コインランドリー（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - (オ) 販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない形式の物品販売及びドライブスルー形式の販売（H9. 3. 25消防危第27号通知）
 - (カ) 自動車等の定期点検整備（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - (キ) 自動車等の点検・整備を前提とした自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務（H14. 2. 26消防危第29号質疑）
 - (ク) 自動車等の点検・整備を前提とした自動車の板金業務（H31. 4. 19消防危第81号質疑）
 - イ 給油又はこれに附帯する業務のための用途として認められないもの
 - (ア) 立体駐車場、ラック式ドラム缶置場、大規模な広告物等の工作物（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - (イ) 長距離トラック運転手用の風呂場等の公衆浴場的なもの及び簡易宿泊所（S62. 4. 28消防危第38号通知、S62. 6. 17消防危第60号質疑）
 - (ウ) 従業員の寄宿舎等（S62. 4. 28消防危第38号通知）
 - (エ) 当該給油取扱所の業務及び給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所以外の事務所（S62. 4. 28消防危第38号通知）
- (2) 危令第25条の4第2項で規定する面積の算定に係る部分は、以下によること。
- ア 壁又は床で区画された部分を対象とする。（係員のみが入出入りするものを除く。）
 - イ 危令第25条の4第1項第2号（給油取扱所の業務を行うための事務所）に該当する

もの。

事務所等（更衣室、休憩室、倉庫、廊下、洗面所、会議室、応接室等のように機能的に従属する部分は、それぞれの用途に含む。）（S62. 4. 28消防危第38号通知、H6. 3. 11消防危第21号通知）

ウ 危則第25条の4第1項第6号（施行令別表第一（1）項、（3）項、（4）項、（8）項、（11）項から（13）項イまで、（14）項及び（15）項に掲げる防火対象物）に該当するもの。

店舗、飲食店等（ただし、事務室と兼用された1室は、主たる用途による。）

（H1. 5. 10消防危第44号質疑）

エ 危則第25条の4第1項第3号（自動車等の点検・整備を行う作業場）に該当するもの。

整備室等（コンプレッサー室のコンプレッサーを、点検整備を行う作業場で用いる場合にあっては、当該コンプレッサー室も含む。）（H6. 7. 29消防危第66号質疑）

ただし、係員同伴で顧客の作業場への一時的な出入りであって、顧客に対して、安全上必要な注意事項を作業場に掲示する場合を除く。（H13. 11. 21消防危第127号通知）

オ ポンプ室、油庫及びコンプレッサー室は除くものとする。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）

ただし、コンプレッサー室のコンプレッサー又は油庫等を、危則第25条の4第1項第1号から第3号までに掲げる用途に用いる場合にあっては、当該用途に係る部分に含むものとする。（S62. 6. 17消防危第60号質疑、H6. 7. 29消防危第66号質疑）

（3）危則第25条の4第1項第6号の販売室の一部を区画した部分に銀行の現金支払機を設置しても差し支えない、また販売室の一角に現金支払機のボックス本体のみを設置しても差し支えない。なお、当該専用部分について、給油所と銀行との契約は賃貸契約となるが、給油所側も合鍵を持ち（賃貸契約の中で担保する。）、必要であれば現金支払機本体を除き立ち入れること。また、当該部分の営業時間は、給油所の営業時間内であること。

（S63. 7. 26消防危第91号質疑）

（4）給油取扱所の営業時間外における販売等の業務を行う「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（S62. 4. 28消防危第38号通知）」については、次のとおり取り扱うこと。（R3. 3. 30消防危第50号通知）

ア 給油取扱所において、危則第25条の4各号に定める用途以外の用途（施行令別表第一（六）項に示す用途は除く）に供する建築物その他の工作物を設ける場合については、必要な安全対策を講じることを前提に、危令第23条を適用することができるものとする。

イ 第6号は、「給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場（物品の貸付け行為の媒介、代理、取次等の営業（宅配ボックス等の無人営業や祭礼、イベント等の一時的利用を含む）、自動車関連業務等）」とする。

ウ 第2号、第3号及び第6号の用途に係る部分の床面積の合計については、宅配ボックス等の無人営業により、建築物の外部に設置される箱等にかかる面積はこれに含まれないものとする。

（5）給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理等を徹底すること。なお、当該建築物が施行令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当するときは、法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。

1.1 建築物の構造等

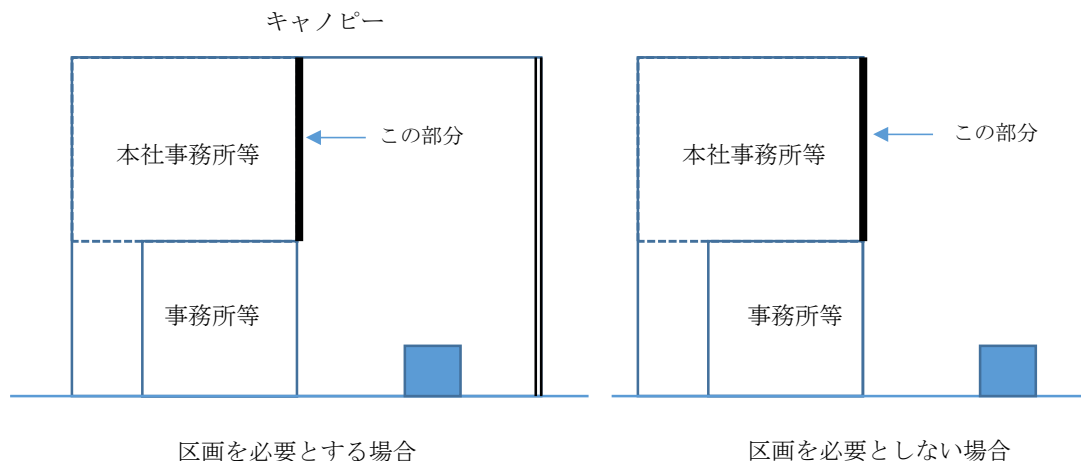
（1）給油又は灯油若しくは軽油の詰替えの作業場の上屋は、次によること。

ア 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。（◆）

イ 上屋は、地震力及び風圧力による影響を考慮して、安全上支障のない構造であること。

（◆）

- ウ 給油取扱所の屋根（キャノピー）に、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けた不燃性シートを用いても差し支えない。（H4. 2. 6消防危第13号質疑）
- エ 給油取扱所の上屋（キャノピー）に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、危令第 2 3 条の規定を適用し認めて差し支えない。（H13. 3. 16消防危第33号通知）
- （ア）地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付部が耐震性を有していること。
- （イ）火災等に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
- （ウ）万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
- （エ）ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。
- （2）給油取扱所に設ける建築物の内部構造等については、次によること。
- ア 1階の各室相互間には、耐火構造又は不燃材料で造った間仕切壁を設けること。ただし、事務室及び販売室を共用する場合は、間仕切壁を設けないことができる。また、次の（ア）又は（イ）の間仕切壁については、準不燃材料又は、難燃材料を使用することができる。（H9. 3. 26消防危第31号通知）
- （ア）危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁。
- （イ）危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁。
- イ アの間仕切壁に設ける開口部には、防火設備を設けること。ただし、便所、浴室、シャワー室及び休憩室等で防火上支障ないと認められる開口部については、この限りでない。（◆）
- ウ 1階の各室（ピット室及び油庫を除く。）の天井、床及び壁の仕上材は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を用いること。ただし、浴室若しくはシャワー室の天井又は宿直室及び休憩室等の室内を畳敷きとする場合の床については、この限りでない。（◆）
- エ 整備室と機械室、事務室間に設ける防火戸は、自動閉鎖式のものとする。（S51. 11. 16消防危第92号質疑）
- オ 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合、不燃材料で差し支えない。（S62. 6. 17消防危第60号質疑）
- カ 可燃性蒸気の滞留おそれのない場所（事務所等）の出入口は、防火設備の基準に適合する片引きの自動ドアとすることができる。（S43. 6. 3消防予第155号質疑、S62. 6. 17消防危第60号質疑）
- キ 給油取扱所に設ける建築物の窓又は出入口は防火設備を設け、ガラスは網入りガラスを用いること。ただし、建築物内に設けるものについてはこの限りでない。（◆）
- （3）他の給油取扱所の業務を行うための事務所との区画については、次のとおりとする。
- ア 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住又はこれらのものに係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。（S62. 4. 28消防危第38号通知）
- イ 本社事務所等との区画には、避難口として必要最小限の開口部であっても設置することは認められない。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）
- ウ 建築物内の2階本社事務所等で、2階の壁部分について区画しないことができる。ただし、キャノピーと接続されている部分にあつては、この限りでない。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）



(4) 車椅子使用者に対する利便性のために、事務所等の犬走り等にスロープを設置する場合には次の要件を満足するものとする。(H9. 3. 14消防危第26号通知)

ア スロープの最下部から最上段までの高さが15cm以上であること。

なお、スロープが明確でない場合にあつては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでをスロープとみなす。

イ スロープは給油又は注油において支障のない位置に設けること。

ウ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

(5) 事務所の出入口に自動ドアを設ける場合、危則第25条の4第5項第1号の構造を有する引分けドアの使用を認めても差し支えない。(S43. 6. 3消防予第155質疑、S62. 6. 17消防危第60号質疑、H17. 12. 19消防危第295号質疑)

1.2 防火塀

(1) 自動車の出入りする側は、次によること。

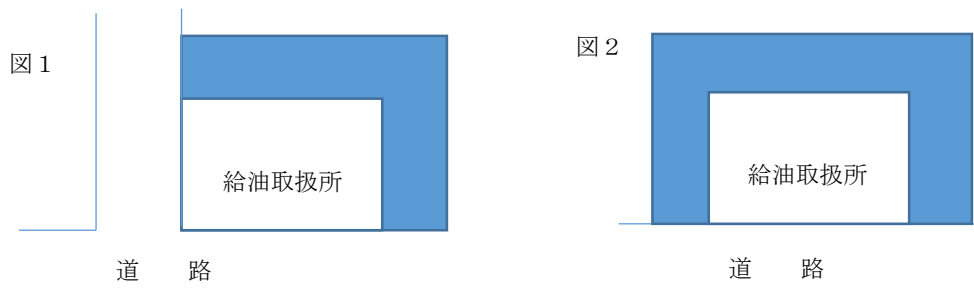
ア 自動車等の出入りする側とは、幅員がおおむね4m以上の危則第1条第1項第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側とする。

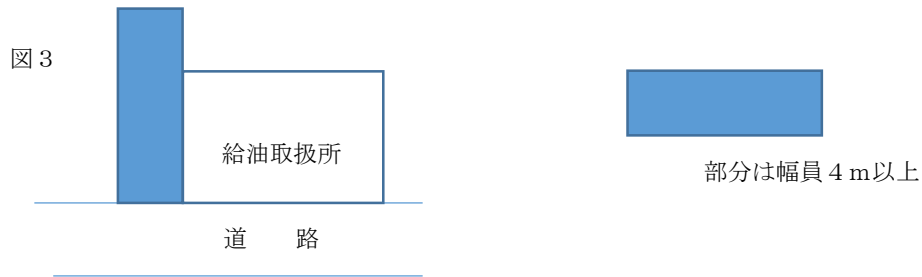
(S44. 4. 4消防予第90号質疑、S51. 11. 16消防危第94号質疑)

イ 4m以上の公衆用道路として登記されている私道は、危則第1条第1項第1号ニに規定する道路に該当する。(S61. 5. 29消防危第57号質疑)

ウ 次図に示す部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供され自動車等の通行が可能な場合は塀又は壁（以下「防火塀等」という。）を設けないことができる。

(H9. 3. 25消防危第27号質疑、H10. 10. 13消防危第90号質疑)





エ 大型店舗等の駐車場内に設置される給油取扱所は、周囲が構内道路に面しており、これら周囲についていずれも自動車等の出入りする側とみなして差し支えない。

なお、構内道路は、給油取扱所及び駐車場利用者の自動車の通行の用に供するためのものであり、給油取扱所周圍の構内道路部分において駐停車させることはない。また、大型店舗等と給油取扱所の営業時間は同じであり、閉店の際には構内道路は閉鎖されること。(H17.12.19消防危第295号質疑)

(2) 周囲に設ける防火塀等については、次によること。

ア 防火塀等は、地震及び風圧に対して十分強度を持った耐火構造又は不燃材料で造ったものとし、防火地域、準防火地域又は建築物の密集した場所に設置する場所は、耐火構造(2mを越える部分を除く。)とすること。

イ 防火塀等には、原則として開口部を設けないこと。ただし、次に掲げる開口部にあっては、この限りでない。

(ア) 隣地が自己所有地であり、かつ、関係者が自動車を乗り入れするための必要最小限の特定防火設備(使用時以外は、閉鎖しておく。)(S37.4.20自消丙予発第47号質疑)

(イ) 敷地外へ直接通じる連絡用(避難用)又は機器等の点検用出入口等で必要最小限の自動閉鎖式の特定防火設備(S62.6.17消防危第60号質疑)

ウ 給油取扱所に設ける建築物の外壁を防火塀等として兼用することができる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

エ 接する道路が改修され、周囲の地盤が高くなった場合についても、2m以上とすること。(S39.5.29自消丙予発第47号質疑)

オ 防火塀等に、隣接する液化石油ガス貯蔵施設への専用通路を設けることはできない。(S43.4.16消防予第114号質疑)

カ 防火塀等の開口部(H18.5.10消防危第113号通知)

(ア) 開口部は、給油取扱所の事務所等の敷地境界側の壁に設ける場合を除き、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が危告示で定める値を満たすものであること。この場合において、危告示で定める値を満たすかどうか判断する際、網入りガラス等が有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。

(イ) 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて危告示で定める値を満たすこと。

キ 輻射熱の計算方法を「石油コンビナートの防災アセスメント指針参考資料2災害現象解析モデルの一例4.火災・爆発モデル」に掲げる方法により算出して差し支えない。

(H18.5.10消防危第113号通知)

ク 火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとして差し支えない。(H18.9.19消防危第191号質疑)

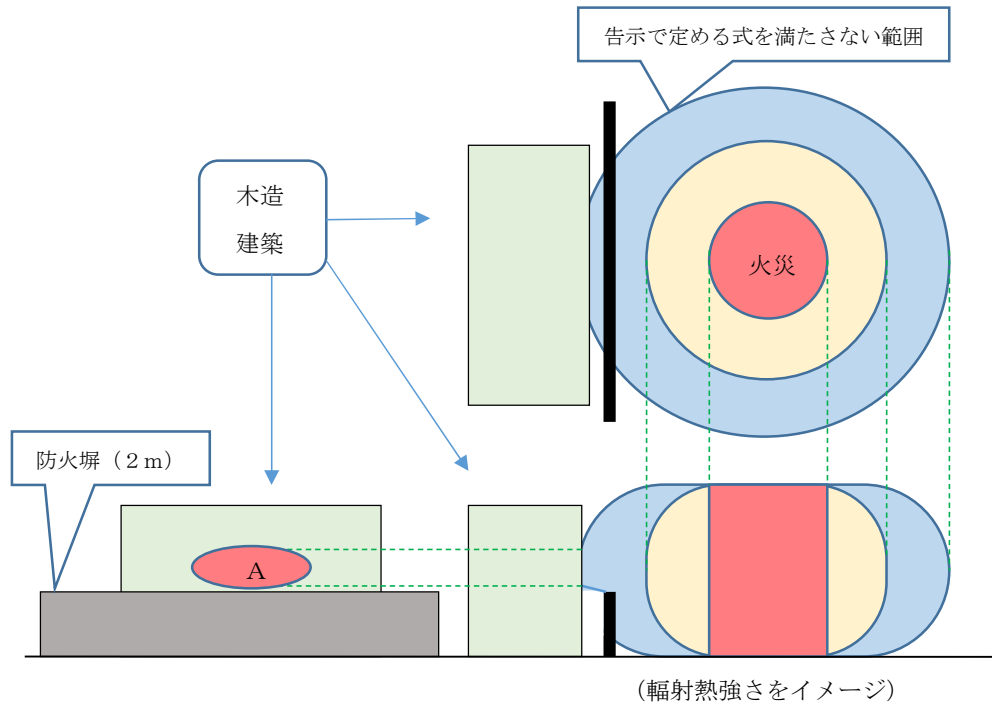
(ア) 給油中、注油中の火災

過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。

(イ) 荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。

ケ 防火塀等が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し又は近接する建築物が木造の場合で次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうちAの部分について放射熱が告示第4条の5 2 第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分となる。(H18. 9. 19消防危第191号質疑)



コ 火災想定をする際に、次の場所を火災の範囲として放射熱を求めても差し支えない。

(H18. 9. 19消防危第191号質疑)

(ア) 固定給油設備における火災想定

車両給油口の直下を中心とした円

(イ) 固定注油設備における火災想定

a 容器に詰め替える場合

詰め替える容器を置く場所を中心とした円

b 移動貯蔵タンク等に注入する場合

注入する移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円

(ウ) 注入口における火災想定

移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円

サ 防火塀等に告示で定める放射熱の値を満たす措置を講じた部分は、申請書等に図示すること。

また、防火塀等に「はめごろし戸」を設ける場合にあっては、図面に対象となる「はめごろし戸」の設置位置を図示するとともに、放射熱の低減性能を見込んだ網入りガラス等を設ける場合には、当該性能を証明する書類を添付すること。(H18. 5. 10消防危第113号通知)

シ 周囲の状況から判断して延焼危険性が低い場合、危令第2 3条を適用し、視認性確保のため、道路境界線から1 m以内に限り、切欠きを設けてもよい。(H30. 3. 29消防危第42号質疑)

- (3) 防火塀への看板の設置は差し支えないが、塀の上部への設置は、塀の防火上の機能に支障が生じるものであってはならない。(S63. 7. 26消防危第91号質疑)

1 3 ポンプ室等

- (1) ポンプ室等には、油庫、整備室を含むものとする。(H1. 3. 3消防危第15号通知)
- (2) 自動車等の点検・整備を行う作業場であって三方が壁に囲まれた部分は、整備室とする。(H1. 5. 10消防危第44号通知)
- (3) ポンプ室等の床に設ける貯留設備を設ける場合は、ためますのほか油分離装置等が該当する。(H18. 5. 10消防危第113号通知)
- (4) 貯留設備については、次によること。
- ア ピット内に貯留設備を設ける場合、ポンプ室等で漏えいした危険物がすべてピットに流入する構造となっているものは、ポンプ室等に貯留設備が設けられたものと認められる。(H2. 3. 31消防危第28号質疑)
- イ 貯留設備でためますの場合は、原則として排出口のない集水枡とするが、作業工程上必要な場合にあつては止水弁を設け油分離槽へ排出すること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- (5) 「採光、照明」は、製造所の例によること。
- (6) 「換気設備及び排出設備」は、製造所の例によるほか、次によること。
- ア 整備室で次の条件を満たすものにあつては、可燃性蒸気が滞留するおそれのないものとして取扱い、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。ただし、可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみに該当する点検・整備用ピット等が存する場合を除くものとする。(◆)
- (ア) 二面がシャッターで区画されており、点検・作業時は当該シャッターを開放するもの。
- (イ) 奥行きが間口の寸法以下であるもの。
- (ウ) 引火点が40℃以上の危険物のみを取り扱う場合。
- イ 「可燃性蒸気を屋外に排出する設備」にいう「屋外」とは、給油空地に面した部分を含む。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

1 4 電気設備

- (1) 電気設備については、製造所の例によること。
- (2) 内燃機関による自家発電設備、変電設備を給油取扱所内に設ける場合には次によること。(H4. 2. 6消防危第13号質疑)
- ア 常用電源の一部として使用するものであり、1日の危険物の消費量は指定数量未満であること。
- イ 高さ2m以上のブロック塀等で区画すること。なお、出入口を設ける場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とし、その敷居の高さは15cm以上とすること。

1 5 附随設備

- (1) 附随設備は、給油空地、注油空地、専用タンク上部及び廃油タンク上部以外の場所に設置すること。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
- (2) 「自動車等の洗浄を行う設備」については、次によること。
- ア 門型洗車機の離隔距離は、可動範囲までの距離とすること。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
- イ 自動洗車機(レールを含む。)は、給油空地及び地下タンク上部に設置しないものとする。(S58. 11. 15消防危第117号質疑)
- ウ 洗車用温水ボイラーを設置することができる。なお、当該ボイラーに接続する地下貯蔵タンクは、専用タンク又は廃油タンク等として規制される。(S45. 6. 29消防予第135号質疑)
- エ 熱風器を附属する洗車設備の設置は、認められない。(S47. 2. 10消防予第54号質疑)

- オ 洗車排水処理循環装置を設置する場合は、次によること。(S52. 4. 5消防危第61号質疑)
- (ア) 漏水するおそれのない構造であること。
 - (イ) 電気設備は、防爆構造であること。
 - (ウ) 給油業務に支障がない場所に設置すること。
 - (エ) 転倒することがないように堅固に固定すること。

(3) 「自動車等の点検・整備を行う設備」については、次によること。

- ア 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト（油圧式・電動式）、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、オイルバランサー、エアコンプレッサー、バッテリーチャージャー等とする。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
- イ 屋外の整備用リフトからの離隔距離は、整備作業範囲からではなくリフト整備の最端部からとする。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)
- ウ オートリフト、オイルチェンジャー又はウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、次によること。(S62. 4. 28消防危第38号通知)
 - (ア) 危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるものとする。

| 危険物を収納する部分 | 板 厚 |
|------------------------|-----------|
| 40 L 以下 | 1.0 mm 以上 |
| 40 L を超え 100 L 以下 | 1.2 mm 以上 |
| 100 L を超え 250 L 以下 | 1.6 mm 以上 |
| 250 L を超え 500 L 以下 | 2.0 mm 以上 |
| 500 L を超え 1,000 L 以下 | 2.3 mm 以上 |
| 1,000 L を超え 2,000 L 以下 | 2.6 mm 以上 |
| 2,000 L を超えるもの | 3.2 mm 以上 |

- (イ) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (ウ) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。
- エ サービス用設備を設置する場合は、次によること。(S57. 7. 27消防危第78号質疑)
 - (ア) サービス用設備の取付け位置及び当該サービス設備を使用するために駐車する車両の位置は、給油業務に支障がない場所で、かつ、地下の専用タンク又は簡易タンクへの注油に支障のない場所とすること。
 - (イ) サービス用設備でオイルチェンジャーを組み込まないものは、客にセルフサービスで使用させることができるが、この場合には、車両の駐車位置を床面に明示するとともに車止め等により接触防止措置を講ずること。

(4) 尿素水溶液供給機を設置する場合は、次によること。(R6. 2. 29消防危第40号通知)

- ア ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。
- イ プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講ずること。

(5) 危則第25条の5第3項に規定する「危険物の数量の総和」については、次によること。

- ア 容器内にある危険物（灯油を含む。）の数量の合計を常時指定数量未満とするとともに、附随設備等に収納されている危険物の数量の合計を常時指定数量未満とする必要があること。(S62. 4. 28消防危第38号通知)

イ 附随設備及び油庫に収納する危険物の数量は、別々に指定数量以下とすること。

(S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)

(6) 省力機器等

ア 必要最小限のコンピュータ端末機（POS用カードリーダー等）及びクイックサービス用ユニットの設備は、空地内のアイランド上及び犬走りに設けることができる。

(S62. 4. 28消防危第38号通知、S62. 6. 17消防危第60号質疑)

イ コンピュータ端末機の設置に伴うカードリーダー部のボックスを設置することができる。ただし、当該ボックスの構造については、危令第17条第1項第17号の基準に適合するものであること。(S55. 11. 21消防危第141号質疑、S56. 5. 9消防危第58号質疑)

ウ 懸垂式計量器の給油ノズルで、磁気カードリーダーを附随するものは、防爆及び防滴構造とすること。(S56. 5. 9消防危第59号質疑)

エ 固定給油設備等の管理区域（非危険場所）内に、非接触型ICカードや二次元バーコードを使用した電子決済方式用電子機器の設置することができる。(R3. 2. 22消防危第20号質疑)

(7) 電気自動車用急速充電設備については、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の運用について（H24. 3. 16消防危第77号通知）」のほか、次によること。(R6. 2. 29消防危第40号通知)

ア 次の（ア）から（ウ）以外の場所は、危則第25条の5第2項第5号イ（1）の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えない。

（ア）懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲

（イ）懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲

（ウ）通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

イ 次の（ア）から（カ）以外の場所は、危則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えない。

（ア）懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.1mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲

（イ）懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.1mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

（ウ）専用タンク等のマンホールを中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.4mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

（エ）専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向1.6mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

（オ）通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

（カ）屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

ウ 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を

徹底すること。

(8) 携帯型電子機器

給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造のもの又は下記のいずれかの規格に適合するものとする。 (H30. 8. 20消防危第154号通知)

ア 国際電気標準会議規格 (IEC) 60950-1

イ 日本産業規格 (JIS) C 6950-1

ウ 国際電気標準会議規格 (IEC) 62368-1

エ 日本産業規格 (JIS) C 62368-1

なお、携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意して行うこと。

(ア) 携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること。

(イ) 危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。

(ウ) 火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。

(9) 非常用発電設備

非常用発電設備を設置する場合は、次によること。

ア 固定式非常用発電設備を設置する場合は、14(2)に準じること。

イ 移動式非常用発電機を設置する場合は、以下のとおりとする。(H31. 4. 19消防危第81号)

(ア) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であること。

(イ) ガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに移動又は電源遮断できるものであれば、(7)電気自動車用急速充電設備に示される範囲に設置することができる。

1.6 附随設備以外の設備

(1) 給油に支障がないと認められる範囲に限り設けることができる附随設備以外の設備については、次のとおりとする。

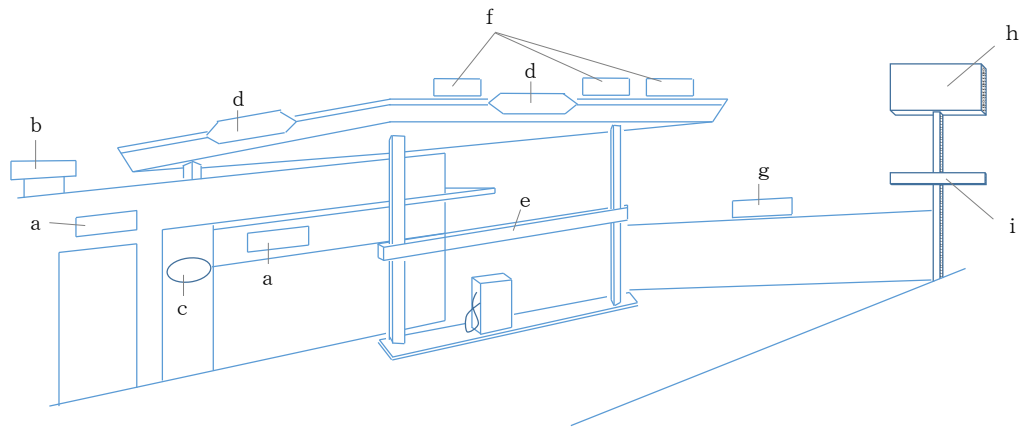
ア 看板類 (S44. 5. 23消防予第168号質疑、S45. 8. 4消防予第160号質疑、S45. 11. 21消防予第231号質疑、S47. 1. 12消防予第30号質疑、S47. 2. 10消防予第55号質疑、H1. 5. 10消防危第44号質疑、H10. 10. 13消防危第90号質疑)

(ア) 給油業務に支障のない範囲のないように限定すること。

(イ) 幕、布等は、防災処理を施したものとすること。

(ウ) 材料については、原則として不燃材料によるものとするが、設置場所に応じて次のとおりとすることができる。

- ① 防火塀等の表面及び上部に設置するものは、不燃材料とするが、広告面には、紙等による掲示をすることができる。
- ② 事務所等の建築物の外壁に設置するものは、難燃材料とすることができる。
- ③ キャノピーと固定給油設備の架台との中間部分の天井型式の雨よけの先端に設置するものは、難燃材料とすることができる。
- ④ キャノピーの前面に設置するものは、難燃材料とすることができる。
- ⑤ 事務所等の建築物の屋根上に設置するものは、不燃材料及び難燃材料以外 (アクリル樹脂等可燃性樹脂板) とすることができる。
- ⑥ サインポールに設ける照明部分の透光性材料は、不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。



- 注) 1 a、c、d、eは、不燃材料又は難燃材料とすること。
 2 b、fは、不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
 3 h、iは、透光性の部分に限り不燃材料及び難燃材料以外とすることができる。
 4 gは、不燃材料とすること。
 5 難燃性を有する合成樹脂材料は、JIS K 6911のA法による自消性のもの等である。

イ 花壇、池 (S46. 4. 23消防予第65号質疑)

ウ 暖房用ボイラー

(ア) 建築物内の地下に設置することができる。この場合、防火区画とするとともに、出入口を特定防火設備とすること。(S37. 4. 6自消丙予発第44号質疑)

(イ) 事務所等と別棟として、ボイラー室を設置することができる。(S53. 4. 13消防危第48号質疑)

エ 太陽ヒーター (S56. 8. 14消防危第103号質疑)

(ア) 太陽ヒーターは、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障がない位置とすること。

(イ) 事務所等の建築物の屋根は、太陽ヒーターの重量に対し、十分安全な構造であること。

(ウ) 貯湯型給湯器、ソーラーポンプ又は補助熱源を設ける場合にあっては、事務所内とすること。

オ ロードヒーティング (S40. 10. 12自消丙予発第157号質疑、S42. 7. 25自消丙予発第55号質疑)

(ア) ケーブルは、自動車等の荷重に十分耐えられるように設置すること。

(イ) ケーブルには、漏電電流を感知できる装置を設けるとともに、当該装置の受信機は、常時人がいる場所に設けること。

(ウ) ケーブルには、設定温度以上とならないための自動温度調整装置を設けること。

(エ) 地下貯蔵タンク及び配管の上面に設置しないこと。ただし、次によりヒーティングケーブルを設置する場合は、この限りでない。

① 埋設位置は、地盤面下100mmとする。

② 地下貯蔵タンクのマンホール、排水溝、油分離装置の外端より水平距離200mm以上離れた位置とする。

(オ) 漏電火災警報機を設置すること。

(カ) 配線の絶縁抵抗値を測定し、電線路ごとに0.2MΩ以上とすること。

(キ) ケーブルの絶縁抵抗は、年2回以上測定すること。

カ コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）を給油取扱所の敷地内に設置する場合は、次に掲げる事項を満足すること。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。（H10.10.13消防危第90号質疑）

（ア）LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「LPGバルク貯槽等」という。）は、給油等空地以外に設置すること。

（イ）LPGバルク貯槽は、地下設置とすること。ただし、地下タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

（ウ）LPGバルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。

（エ）LPGバルク貯槽等に係るガス配管は、（ア）によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

（オ）LPGタンクローリーの停車位置は、上記（ア）、（イ）（ただし書以降）によることとし、その場所を明示すること。

（カ）予防規程の中にLPGタンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

キ 販売目的のタイヤを展示するガレージ（鉄骨・鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの）を、給油行為等に支障がない場所に設置し、開放して展示販売することができる。（H10.10.13消防危第90号質疑）

ク 太陽光発電設備

（ア）当該給油取扱所の非常用又は常用発電設備として設置するもので、売電専用のもものは認められない。

（イ）火災時の消防活動時には、配電が停止できる構造とし、感電防止措置等を設置すること。

（ウ）原則キャノピー及び建築物の屋根以外に設置しないこと。

（2）次に掲げる設備は、設置することができない。

ア 高電圧利用による電撃殺虫器（S43.7.31消防予第180号質疑）

1.7 屋内給油取扱所

（1）屋内給油取扱所の定義

ア 建築物内に設置するもの

イ 給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の3分の1を超えるもの。ただし、当該割合が3分の2までのものであって、かつ、以下のすべての事項を満たす火災予防上安全であると認められるものを除く。（R3.7.21消防危第172号通知）

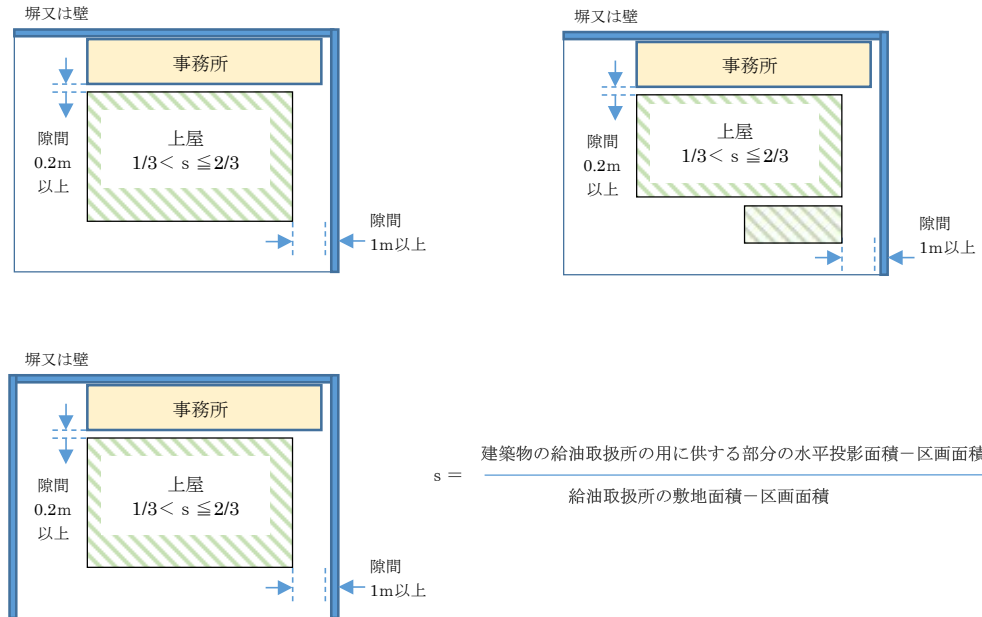
（ア）道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。

（イ）可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

（ウ）建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有しないもの。

【認められる例】

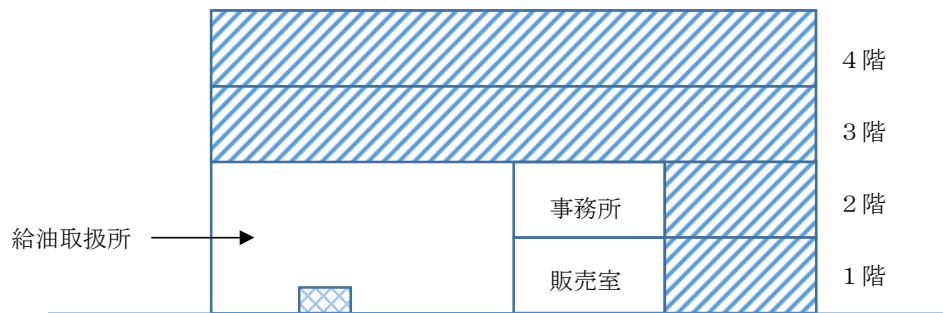
$1/3 < s \leq 2/3$ かつ 上屋の周りに隙間あり かつ 敷地形状が複雑でない



- ウ 「給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積等」の算定は、次によること。
- (ア) 水平投影面積の算定にあたっては、建築物の庇、はり、屋外階段、上階のオーバーハング部分又はトラス等を面積に算入するものとする。なお、はり及びトラス等（おおむね幅50cm以上のもの）については、これらの本体部分の面積のみ算入するものとし、上屋の吹抜け部分は、算入しない。（H1.5.10消防危第44号質疑）
 - (イ) 床面積は、床又は壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定する。
 - (ウ) 床面積の合計は、危則第25条の4第1号から第5号までに定める用途の床又は壁で区画された1階の部分に限るもので、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等も含むものである。（H6.3.11消防危第21号通知）
 - (エ) 給油取扱所の敷地面積は、防火壁等（建築物の壁が防火壁等を兼ねる場合も含む。）の外側又は、道路境界線から算定する。（◆）
- エ 1階をピロティーとし、敷地外から張り出した耐火構造の建築物を設けることができるが、第2項第11号に規定する上部に上階を有する屋内給油取扱所として規制される。（H1.5.10消防危第44号質疑）
- (2) 設置制限建築物
- ア 上屋（柱、はり等は耐火構造）の中に、給油取扱所の事務所その他の建築物を上屋の躯体とは独立して設ける場合であっても、耐火構造とすること。（S62.9.9消防危第91号質疑）
 - イ 屋内給油取扱所は、病院、老人福祉施設その他施行令別表第1（6）項に掲げる用途に供する部分を有する建築物には設置できないものである。
この場合において、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものである。（H1.3.3消防危第15号通知）
 - ウ 危則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分」については、次によること。
 - (ア) 当該本店事務所等を給油取扱所の用に供する部分の範囲に含めるかあるいは他用

途部分とするかについては、申請者において選択して差し支えない。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

(イ) 次図のような例の場合、斜線部分とする。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)



エ 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けても差し支えない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

オ 危則第25条の7に規定する「火災を自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備については、警報設備の例による。

(3) タンク構造等、通気管・安全装置

ア 通気管は、その立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がなければ、危令第17条第2項第9号に規定する「通風及び避難のための空地」内に設置することができる。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

イ 危則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

ウ 通気管の先端は、上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通しても差し支えないが、貫通部については、埋め戻し等の措置を講ずること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

エ 危令第13条第1項第8号の2に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」について、数基の専用タンクの表示を一の表示窓で行う場合は、各タンクごとの液量が明確に区別して表示されるものであれば認められる。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(4) 過剰注入防止

ア 危令第17条第2項第4号に規定する「過剰な注入を自動的に防止する設備」は、専用タンクの直上部又は注入管の途中に設けることとし、次のものが該当すること。

(ア) エアーセンサー方式

専用タンクの容量以下に設定された量(設定量)の危険物が注入された場合に、液部の上昇により圧力をタンク内に設置されたセンサー部に伝え、弁により注入管を遮断する機能を有するもの。(◆)

(イ) フロート式

設定量の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフローとの作動により注入管を閉鎖する機能を有するもの。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(ウ) 液面計連動型遮断弁方式

設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機能を有するもの。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(5) 他用途又は本店事務所等との区画

ア 危令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたもの」及び同第6号に規定する「開口部のない耐火構造の床

又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の他の部分と区画され」とは、施行令第8条に規定する区画と同等以上のものであること。(◆)

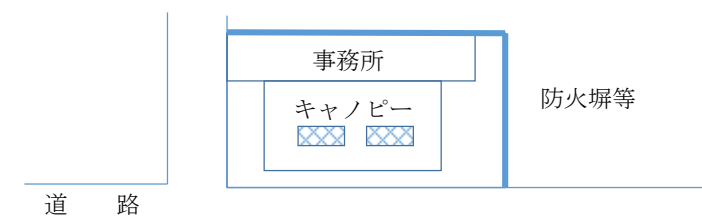
イ 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する上屋等が、防火塀等に近接（水平距離でおおむね1 m未満）して設けられる場合にあつては、当該防火塀等を上屋等まで立ち上げ、一体とすること。(H1. 3. 3消防危第15号通知、H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(6) みなし二方開放・一方開放

ア 二方向が開放されている屋内給油取扱所

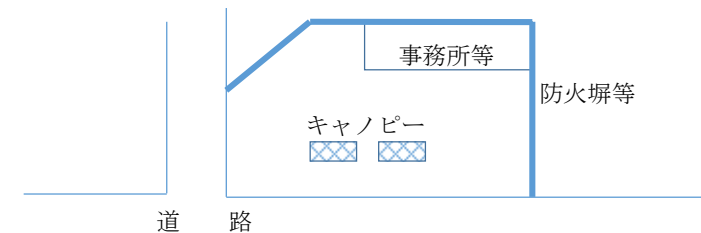
屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方について、自動車等の出入りする側又は通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない場合（以下「二方開放」という。）とは、次図の例によること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(ア) 二方開放と認められる場合

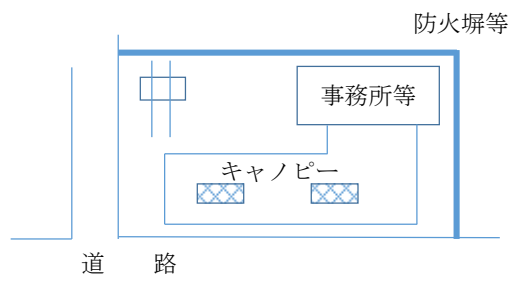


(イ) 二方開放と認められない場合

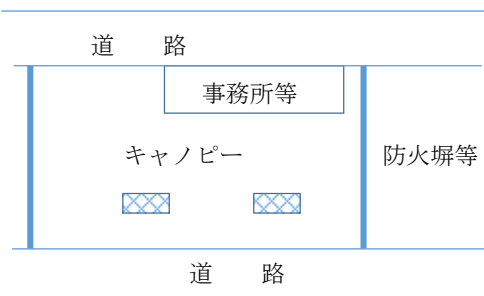
①



②



③



イ 二方開放における通風及び避難のための空地については、次によること。

(ア) 特別の措置を講ずる必要はないが、自動車等が出入りするために供することはできない。また、原則として工作物をはじめ一切の物品の存置及び車両の駐停車は認められない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(イ) 屋外の場所とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所とする。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

(ウ) 避難上支障となる構造（段差を設ける等）としないこと。また、舗装せず、又はアスファルト舗装とする場合は、漏れた危険物が当該空地へ流入しないような構造とすること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

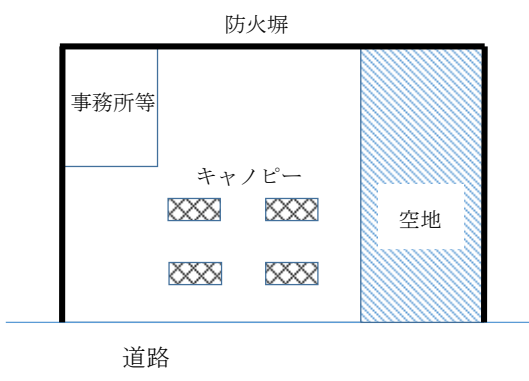
(エ) 専用タンクを埋設することができる。ただし、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(オ) 空地に面する防火塀等の上方又は側面に看板を設置する場合は、当該空地内に張り出さないこと。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

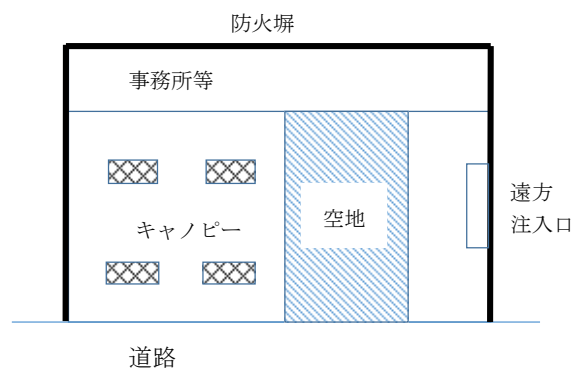
(カ) 当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口を自動閉鎖式のものとした場合、奥行に係る規定については、適用しないものとする。(H2. 5. 22消防危第57号質疑)

(キ) 空地として認められる場合は、次図の例によること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

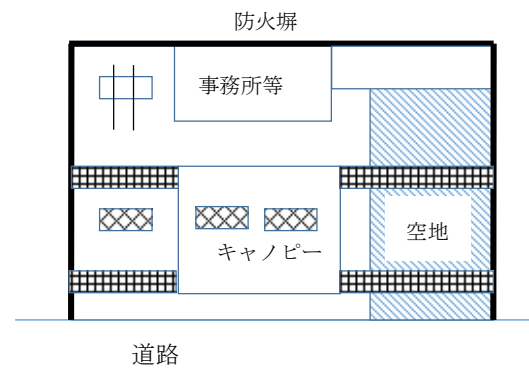
① 事務所等と接していない場合



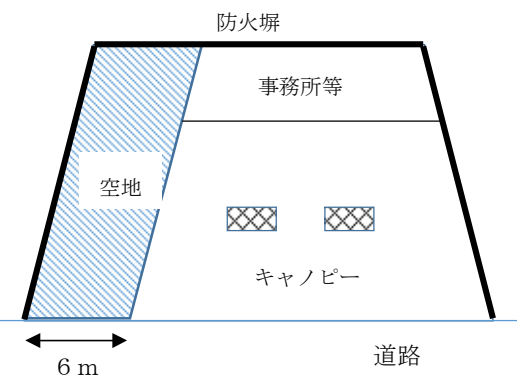
② 避難空地を給油取扱所の端にとらない場合



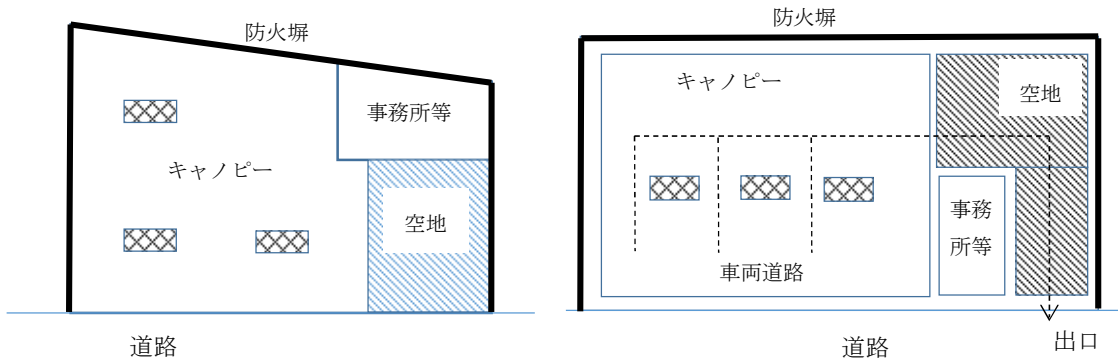
③ 空地の上方にはりがある場合



④ 空気を斜めにとる場合

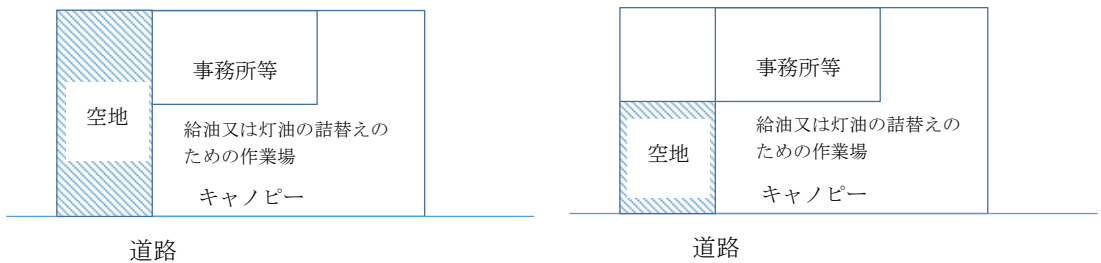


(ク) 空地として認められない場合は、次図の例によること。(H1.5.10消防危第44号質疑)



給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合

建築物の裏及び横に空地をとる場合



給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合

ウ 一方のみが開放されている屋内給油取扱所において講ずる措置については、次によること。

- (ア) 危則第25条の9第1号イに規定する「敷地外に直接通ずる避難口」
- ① 原則として給油取扱所以外の用途部分を通ることなく直接避難できること。(H1.3.3消防危第15号通知)
 - ② 第三者が所有する敷地外の空地に通ずる場合にあっては、避難のための空地が常時確保されていること。また、第三者が所有する敷地外の建物を通りしなれば安全な場所へ避難できない場合であっても、常時避難が可能であれば認められる。(H1.5.10消防危第44号質疑)
 - ③ 防火壁等(建築物の壁体を兼ねるものを除く。)に設けた避難口は、「敷地外に通じる避難口」として認められない。(H1.3.3消防危第15号通知)
 - ④ 設置数は、必要最小限とする。(S62.6.17消防危第60号質疑、H1.5.10消防危第44号質疑)
 - ⑤ 設置の対象とされる場所は、危則第25条の4第1項第1号の2から第4号までの用途に供する部分をいう。(H1.5.10消防危第44号質疑)
- (イ) 危則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地(一切の建築物の設けてはならない場所)をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものである。(H1.3.3消防危第15号通知)
- (ウ) 危則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難のため

の事務所等の出入口付近のほか、給油等の作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口付近も該当する。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(エ) 危則第25条の9第3号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すベーパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等があること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

(オ) 自動車の出入口を除いて床及び壁によって区画された自動車等の点検・整備室並びにポンプ室の内部には、危則第25条の9第4号に規定する「可燃性の蒸気を検知する」ための次に掲げる警報設備を設置すること。(H1. 3. 3消防危第15号通知、H1. 5. 10消防危第44号質疑)

a 警報測定値は、設置場所における周囲の雰囲気温度において、おおむね爆発限界の4分の1以下の値であること。

b 防爆性能を有すること。

c 警報を発した後は、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。

d 警報設備の取付け位置は、おおむね地盤面から15cm以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置とすること。

e 受信機の取付け場所及び警報音の発する区域は、常時従業員等がいる事務所等とすること。

(カ) 危則第25条の9第5号に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式のものとするか、固定給油設備等の周囲に有効な高さ(80cm以上)を有する保護柵等を設けるものとすること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(7) 穴、くぼみ等

ア 屋内給油取扱所に地階を設ける場合は、階段等の出入口を事務所等の中に設けて可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

イ オートリフトに代わるものとして、整備室にピットを設ける場合、ピットの周囲にふちを設け、ふちの上辺を室外の空地より15cm以上高くすること。(S35. 7消防庁危険物関係質疑応答集)

ウ 整備室、洗車室内に、危令第17条第1項第20号に規定する貯留設備のうち小規模なためます(縦、横、深さがおおむね30cm以下のもの。)については、設けることができる。(◆)

(8) 上部に上階を有する屋内給油取扱所

ア 危則第25条の10第1号に規定する「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、自動車等の出入口からできるだけ奥に入った部分とする。また上階へ延焼防止上有効な屋根とは、給油又は注油のため作業場の出入口の幅以上で外壁を接続し、当該屋根には、採光用の窓等の開口部がないものであること。

(H1. 3. 3消防危第15号通知)

イ 危則第25条の10第2号に規定する「危険物の漏えい範囲を局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する設備」は、次によること。

(ア) 漏えい局限化設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。また、専用タンク、及び廃油タンク等と兼用することは認められない。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

(イ) 漏えい局限化設備の範囲は、注入口、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏れた危険物を他に拡大させない範囲とする。(◆)

(ウ) 注入口付近の床面には傾斜を設けるとともに周囲には排水溝を設けること。

(H1. 3. 3消防危第15号通知)

(エ) 収容設備は、鋼製又は防水コンクリート造の槽とし、槽内の油等を抜き出せる構造とすること。(◆)

ウ 危則第25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、危則第25条の9第4号に規定する二方開放として認められない屋内給油取扱所で点検・整備室又はポンプ室に設置しなければならない装置の例によること。(H1.5.10消防危第44号質疑)

エ 危則第25条の10第3号に規定する危則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の開口部で上階への延焼防止の措置は、次によること。

(ア) 開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出した屋根又は30分以上の耐火性能を有するひさし(以下「ひさし等」という。)を設けること。

(H1.3.3消防危第15号通知)

(イ) 上階の外壁から水平距離1.5m以上張り出したひさし等を設けることが困難な場合は、基準の特例として上階の外壁から水平距離1m張り出したひさし等(1m未満とすることはできない。)及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができる。(H1.3.3消防危第15号通知、H1.5.10消防危第44号質疑)

a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けること。

b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3m³を乗じて得た量以上の量となるよう設けること。

c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が3kgf/cm²以上で、かつ、放水量が1300毎分以上の性能のものとする。

d ドレンチャー設備には予備電源を設置すること。

(ウ) 上階への延焼を防止するために設けられたひさしを貫通して通気管の先端を設ける場合は、貫通部について埋め戻し等の措置を講ずること。(H1.5.10消防危第44号質疑)

(エ) 上階への延焼防止のためのひさし等は、危則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の全面に設置すること。(H1.5.10消防危第44号質疑)

(オ) 屋上に屋根のない貸駐車場を設ける場合、駐車する車両の高さ以上の高さの壁を設けることにより、延焼防止措置とすることができる。(H1.5.10消防危第44号質疑、H2.3.31消防危第28号質疑)

オ 給油又は灯油若しくは軽油の詰め替えのための作業場の用途に供する部分の開口部に設ける屋根又はひさしの先端は、次によること。

(ア) 危則第25条の10第4号に規定する「上階の開口部」とは、危則第25条の4第1項第1号に規定する用途に供する部分の開口部の直上部のみとする。(H1.5.10消防危第44号質疑)

(イ) 危則第25条の10第4号に規定する上階の開口部までの距離の算出において、ドレンチャー設備の設置による張出長さを減じた場合は、その減じた距離とする。

(H1.5.10消防危第44号質疑)

(ウ) 危則第25条の10第4号に規定する「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R 3206に定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいう。(H1.3.3消防危第15号通知)

1.8 特殊給油取扱所

(1) 航空機給油取扱所

航空機給油取扱所とは、固定式の給油設備又は危則第24条の6第1項に規定する給油タンク車(以下「給油タンク車」という。)によって航空機の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、航空機には、ヘリコプター等の回転翼航空機も

含むものであること。

ア 航空機に直接給油するための必要な空地は、エプロン全体とする必要はない。

(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

イ 航空機給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できない。

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000Lを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならない。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

エ 場内排水が直接敷地内の貯水池に入り、他に流出することがない場合であっても、排水溝及び油分離槽を設けること。(H1. 5. 10消防危第44号質疑)

オ 「漏れた危険物の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していること。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

カ 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所については、危則第26条第3項第4号の給油設備が固定給油設備である航空機給油取扱所の例による。

なお、その他詳細は次によること。

(ア) 固定給油設備には、専用タンクの配管のほか屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できるものである。

(イ) 危則第26条第3項第4号イに規定する「防水の措置」で、ホース機器を設ける箱を鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。

① 箱の底部及び側壁は、エポキシ樹脂又は防水モルタル等で覆うこと。

② 箱の底部と側壁との接合部には、鋼製、合成樹脂製又は水膨張のゴム製の止水板を設けること。

③ 箱のふたは、防水型のものにすること。

(ウ) 危則第26条第3項第4号ハに規定する「固定給油設備のポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に止めることができる装置」とは、ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉止できる装置とし、その操作部を設ける場所は、ホース機器設置場所付近の見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

キ 給油タンク車を用いる場合、給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、図面に予定されている給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。(H18. 4. 25消防危第106号通知)

ク 建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所については、「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」(H27. 12. 消防危第268号通知)によること。

(2) 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所とは、固定された給油設備によって係留された船舶の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、船舶には、ジェット・スキー、船外機等も含むものであること。

ア 船舶に対する給油取扱いについて、移動タンク貯蔵所から直接給油することはできない。(S52. 4. 19消防危第71号質疑)

イ 船舶給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できない。

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000Lを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、船舶給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならない。(H1. 3. 3消防危第15号通知)

エ 危則第26条の2第3項第3号の2に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備(以下「応急回収設備」という。)は、油吸着材とする。

(H1. 3. 3消防危第15号通知、H20. 5. 22消防危第264号通知)

(ア) 保有する油吸着材の量は、次の表の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

| 専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分 | タンク容量30kl未満のもの | タンク容量30kl以上1000kl未満のもの | タンク容量1000kl以上のもの |
|--------------------|----------------|------------------------|------------------|
| 吸着できる油の量 | 0.3kl以上 | 1kl以上 | 3kl以上 |

(イ) 留意事項

油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第52号（S59. 2. 1）に定める性能検査基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

オ 専用タンクが複数ある場合の「応急回収設備」としての油吸着材の保有量は、最大タンク容量に応じた量とする。（H1. 12. 21消防危第114号質疑）

カ 危則第26条の2第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」と「応急回収設備」をしての油吸着材は、兼用することができる。（H1. 5. 10消防危第44号質疑）

キ 危則第26条の2第3項第6号に規定する「給油タンク車が転落しないようにするための措置」としては、柵、囲いを設けること等が該当すること。（H18. 4. 25消防危第106号通知）

ク 給油タンク車を用いる場合、給油空地に係る技術上の基準への適合を判断するために、図面に予定されている給油タンク車の大きさを破線等により図示すること。（H18. 4. 25消防危第106号通知）

(3) 鉄道給油取扱所

鉄道給油取扱所とは、固定された給油設備によって鉄道又は軌道によって運行する車両の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいう。

(4) 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」（H10. 3. 11消防危第22号通知、H29. 1. 26消防危第31号通知）によること。

(5) 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所については、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」（H17. 3. 24消防危第62号通知、H24. 12. 18消防危第263号通知、H27. 6. 5消防危第123号通知、R1. 8. 27消防危第118号通知、R3. 3. 30消防危第52号通知）によること。

(6) 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所とは、営業目的でない場合であって、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油等するものをいい、特定の者及び特定の自動車等のみが出入りし、給油等を受けるものである。

また、次のものが含まれるものとする。

(ア) レンタカー事業所が所有し、管理し、又は、占有するレンタカーへの給油

(S55. 11. 14消防危第137号質疑)

(イ) トラック運送事業協同組合組織における組合員の給油（S58. 11. 7消防危第106号質疑）

(ウ) 自動車の冷房用エンジンへの給油（S44. 4. 24消防予第133号質疑）

ア 自家用給油取扱所の空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たまままで給油することのない広さを確保すること。（◆）

イ 自動車等の出入りする側とは、4m以上の幅を有する構内道路等に面している側をい

うものであること。

ウ 自家用給油取扱所に設置する固定注油設備の位置は、防火塀等から2 m以上、自家用給油取扱所として規制を受けた部分の外側線から危則第40条の3の4第1号で規定する距離以上を保つこと。

エ 道路境界線に危令第17条第1項第19号に規定する防火塀等を設ける場合は、当該防火塀等の部分を敷地境界線とみなすことができる。

オ ダム工事場、大規模な土地造成又は土砂採取場であつて、火災予防上支障がなく、かつ、次に適合する土木重機等へ給油する設備（危険物タンク車を使用するもの。）は、危令第23条の規定を適用し、その設置を認めることができる。（S48.11.6消防予第146号質疑、S57.5.7消防危第56号質疑、S56.9.25消防危第120号質疑）

（ア）使用期間は、工事中に限られること。

（イ）取り扱う危険物は、軽油、重油又は潤滑油、灯油とすること。（土木重機等への給油に限る。）

（ウ）給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、柵等により明確に区画すること。

（エ）消火設備は第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

（オ）給油設備は、次に適合するものであること。

a 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（S26法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

b 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

c 危険物を収納するタンクの構造又は設備は、危令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所の構造及び基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2 mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面はさび止めのための塗装をすれば足りるものであること。

d 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

e 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

f 給油のための装置のエンジン（以下この項において「エンジン」という。）およびエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5 m以上の間隔を保つこと。

g エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

h 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。この場合の接地抵抗値は、100 Ω以下とすること。

カ 自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に、当該給油取扱所の敷地外に屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクを専用タンクとして設置し接続しようとするときは、次に適合する場合に限り危令第23条を適用し、固定給油設備に接続することができる。（H27.4.24消防危第91号質疑）

（ア）屋外貯蔵タンク貯蔵所の構造については、次のとおりとする。

a 屋外貯蔵タンクの構造については、次のとおりとする。

① 屋外貯蔵タンク及び附帯設備については大気に直接接触するものを除き、断熱材であるポリスチレンフォームで被覆する。

② 断熱材であるポリスチレンフォームの外側は、鋼製タンク破損時の漏えい検知及び漏えいした危険物の外部への流出防止のため、タンクの底面から上面に向けて、継目のない1枚ものとなっているポリエチレンシートで被覆する。

③ 漏れ防止用シートであるポリエチレンシートの外側は、火災時における被害防止のため、鉄筋コンクリートで被覆する。

b 屋外貯蔵タンクの容量は、40 k l程度以下とする。

- c 鋼製タンク、配管、断熱材、漏れ防止用シート及び鉄筋コンクリートは、次の要件を満たすものを使用すること。
- ① 鋼製タンク
 - i 材料は、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材に規定される一般構造用圧延鋼材のうち SS400 に適合するものとする。
 - ii 厚さは、4.5 mm以上のものとする。
 - iii 外面は、外面塗装材（JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント1種に適合するもの）でさび止めのための塗装を行う。
 - ② 配管（通気管、注入管、払出ノズルに取り付けられる払出配管等）
 - i 材料は、JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管に規定される SUS304 TP 又は JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼鋼管に規定される STPG 370（放爆口兼マンホールに係る部分を除く。）に適合するものとする。
 - ii フランジ材料は、JIS B 2220 鋼製溶接式管フランジに適合するものとする。
 - ③ 断熱材
 - i 材料は、ポリスチレンフォームとする。
 - ii 厚さは、7.5 mm以上のものとする。
 - ④ 漏れ防止シート
 - i 材料は、ポリエチレンシートとする。
 - ii 厚さは、0.76 mm以上のものとする。
 - iii JIS K 7114 プラスチック - 液体薬品への浸漬効果を求める試験を30日間行い、漏えいしない性能を有するものとする。
 - ⑤ 鉄筋コンクリート
 - i 鉄筋の材料は、JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼に規定されるSD295Aに適合するもので、直径は13 mm以上のものとする。
 - ii コンクリートの材料は、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートに適合するものとする。
 - iii 厚さは、15 cm以上のものとする。
- d 屋外貯蔵タンクには次の附帯設備を設置すること。
- ① 次の設備については、屋外貯蔵タンクの上面に設置する。
 - i 危令第11条第1項第8号に基づき設置する通気管
 - ii 危令第11条第1項第9号に基づき設置する液面計
 - iii 危令第11条第1項第10号に基づき設置する注入管
 - iv 危令第11条第1項第12号に基づき設置する払出管を屋外貯蔵タンクに接続するためのノズル
 - v 危令第11条第1項第14号に基づき設置する避雷設備である設置ピース
 - vi 屋外貯蔵タンクの底部に蓄積した水分を取り除くためのハンドポンプを設置するための水抜管ノズル
 - vii 屋外貯蔵タンクの内圧が異常上昇となった際に緊急的に減圧するための緊急排気弁（安全装置）
 - ② 移動タンク貯蔵所から屋外貯蔵タンクへの荷卸しに際しての過剰注入を防止するための過剰注入防止弁を設けるとともに、危険物注入時のこぼれや過剰注入防止弁が作動した場合の溢れに対応するための溢れ防止槽を屋外貯蔵タンク上面に設置する。
 - ③ 鋼製タンク底部とポリエチレンシートの間隙に、タンク内部の危険物が漏えいした場合に検知できるように、漏えい検知管を設置する。
 - ④ タンク内部の圧力が一定値（0.068 Mpa 以上0.086 Mpa 以下）

に上昇した段階で蓋が開放し、内部のガス又は蒸気を上部に放出できるよう、放爆口兼マンホールをタンクの上面に設置する。なお、当該放爆口兼マンホールは次の仕様のもとする。

- i マンホールは、内径500mm以上とする。
- ii マンホールの蓋の固定ボルトは次のとおりとする。

爆発が起こった際に、破断するボルトはステンレス鋼棒とし、破断せず回転するボルトは M16 とする。

- e 当該屋外貯蔵タンクを含む屋外タンク貯蔵所は、危令第11条第1項第1号から第3号、第7号の2から第11号及び第12号から第14号並びに第6項並びに第7項の規定を満たすこと。

- (イ) 屋外貯蔵タンクは、貯蔵する危険物の流出防止機能、屋外貯蔵タンクの耐火機能が高められたものとするとともに、貯蔵する危険物は軽油に限ること。
- (ウ) 屋外タンク貯蔵所の配管については、蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置し、自家用給油取扱所の配管は地下に埋設すること。ただし、屋外貯蔵タンクの直近等施工上地上に出る部分を除く。
- (エ) 屋外タンク貯蔵所の配管を、蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置した場合、当該地下ピットに漏えいした軽油が、油分離槽に流れ込むよう措置を講じること。
- (オ) 配管等から危険物が漏えいした場合に、サイフォン効果により屋外貯蔵タンクに存在する危険物が配管を通じて漏えいすることを防ぐために、屋外貯蔵タンク近辺に弁を設置すること。
- (カ) 屋外貯蔵タンクと固定給油設備を接続する配管にあつては、地下配管から地上又は地下ピットに出る場所や、屋外貯蔵タンク直近の箇所等、地震動等により大きな変位のおそれのある箇所には、可とう管継手を設置すること。
- (キ) 埋設地下配管が適切に点検できるように点検口や、点検に必要弁を設けること。
- (ク) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備は設置できないこと。
- (ケ) 屋外貯蔵タンクは、当該自家用給油取扱所以外の施設に危険物を供給しないこと。
- (コ) 当該自家用給油取扱所及び屋外タンク貯蔵所を一体的に維持管理すること。

(7) メタノール等及びエタノール等の給油取扱所

ア メタノール等を取り扱う給油取扱所については、メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」(H6.3.25消防危第28号通知)によること。

イ エタノール等を取り扱う給油取扱所については、次によること。

- (ア) 危令第17条第4項に規定するエタノールを含有するもの(以下「エタノールを含有するもの」という。)とは、エタノールを含有する第4類の危険物の総称であること。なお、バイオマス燃料のうちエタノールを3%含有したガソリン(E3)についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。また、バイオエタノールの一種であるETBE(エチルターシャリーブチルエーテル)をガソリンに混合したものは、エタノールを含有するものには含まれないものであること。(H24.1.11消防危第2号通知)

(イ) エタノールを含有するもののうち「揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法律第88号)」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、当該揮発油を取り扱う給油取扱所については、危令第17条第4項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。(H24.1.11消防危第2号通知)

(ウ) エタノールを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、「エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について」

(H24. 1. 11消防危第2号通知) 第2によること。

(8) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

ア 危則第28条の2の4に規定する「自動車若しくは原動機付自転車」は、道路運送車両法で分類される「自動車」及び「原動機付き自転車」をいう。なお、顧客に車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された自動車に給油させる場合は、積載された自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策について留意すること。また、当該給油取扱所では、固定給油設備からガソリン又は軽油を容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。(H10. 3. 13消防危第25号通知、R5. 3. 24消防危第63号通知) (◆)

イ 危則第28条の2の5第1号に規定する表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。(H10. 3. 13消防危第25号通知)

ウ 危則第28条の2の5第2号に規定する「顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備(顧客用固定給油設備)の構造及び設備」の基準は、次によること。

(H10. 3. 13消防危第25号通知)

(ア) 給油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。当該給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの(ラッチオープンノズル)及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの(非ラッチオープンノズル)の2種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次のaからcによること。

a 給油を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放状態であるときは、当該手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ給油を開始できない構造のものとする。これは、ポンプ起動時等における給油ノズルから危険物の不慮の噴出を防止するものである。構造の具体的な例としては、給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置が閉鎖する構造や、給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等があること。

b 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例としては、給油ノズルの給油口からの離脱は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

c 引火点が40℃未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油する時に放出される可燃性の蒸気を回収する装置(可燃性蒸気回収装置)を設けること。当該装置の具体的な例としては、給油ノズルに付随する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出する処理を行うことができる構造等を有するものがあること。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

(イ) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量になったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L毎分程度(軽油専用で吐出量が60L毎分を超える吐出量のものにあつては、25L毎分程度)以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(ウ) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

構造の具体的な例としては、給油ホースの途中に緊急離脱カプラーを設置するものがあること。緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、ノズルを給油口に差して発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(エ) ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例としては、以下のものがあること。

a 給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）し、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造としたもの（コンタミ（contaminationの略）防止装置）。

b 顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造としたもの（油種別ポンプ起動）。監視者が、顧客の要請をインターフォン等を用いて確認し、制御卓で油種決定をする構造や、顧客が自ら固定給油設備で油種設定をする構造等があること。

c ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）にあっては、ガソリン又は軽油相互の誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなされるものであること。

(オ) 一回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(カ) 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

エ 危則第28条の2の5第3号に規定する「顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（顧客用固定注油設備）の構造及び設備」の基準は次によること。（H10.3.13消防危第25号通知）

(ア) 注油ホースの先端部に、手動開閉装置を備えた注油ノズルを設けること。当該注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とする。

(イ) 注油ノズルは、容器が満量となったときに注油を自動的に停止する構造のものとする。自動的に停止する構造は、15L毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始できない構造であること。

(ウ) 一回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。当該設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(エ) 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとする。地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置

することができるものであること。

オ 危則第28条の2の5第4号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク」には、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に設置される場合を除き、次に定める措置を講ずること。当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。(H10.3.13消防危第257号通知)

(ア) 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車の衝突を防止するための措置(衝突防止措置)を講ずること。

当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものがあること。なお、必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要するものではない。

(イ) 固定給油設備及び固定注油設備には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

当該措置の例としては、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置(ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。)によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

カ 危則第28条の2の5第5号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺」には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。(H10.3.13消防危第25号通知、H24.3.30消防危第91号通知)

(ア) 顧客用固定給油設備には、顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備である旨を、顧客用固定注油設備には、顧客が自ら容器に灯油又は軽油を詰め替えることができる固定注油設備である旨を、見やすい箇所に表示するとともに、その周囲の地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所を表示すること。

この場合、顧客用である旨の表示の方法は固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

また、普通乗用車等の停車位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器置場として2m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

(イ) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、その使用方法及び危険物の品目を表示すること。

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等の保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、次の表の左欄に掲げる危険物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める文字を表示すること。また、文字、文字の地(背景)又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する

場合には、それぞれ同表の右欄に定めた色とすること。この場合の彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン洗浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。

| 取り扱う危険物の種類 | 文 字 | 色 |
|---|----------------------------|---------|
| 自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。） | 「ハイオクガソリン」又は「ハイオク」 | 黄 |
| 自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち1号（E）に限る。） | 「ハイオクガソリン（E）」又は「ハイオク（E）」 | ピンク |
| 自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。） | 「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」 | 赤 |
| 自動車ガソリン（JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するもののうち2号（E）に限る。） | 「レギュラーガソリン（E）」又は「レギュラー（E）」 | 紫 |
| 軽油 | 「軽油」 「プレミアム軽油」 | 緑 黄緑 |
| 灯油 | 「灯油」 | 青 |

（ウ）顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等を設置する場合にあつては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

この場合における表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うことで差し支えないこと。

キ 危則第28条の2の5第6号に規定する「顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備」は、次に定めるところにより設置すること。（H10.3.13消防危第25号通知、R5.9.19消防危第251号通知）

（ア）制御卓は、給油取扱所内で、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。なお、この場合、直接視認できるとは、給油される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

（イ）給油中の自動車等により顧客用固定給油設備等の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓からの視認を常時可能とするための監視設備を設置すること。この場合、監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイが想定されるものであり、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

（ウ）制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備等への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設置すること。制御装置には、給油等許可スイッチ及び

許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあつては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(エ) 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(オ) 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内にすべての顧客に必要な指示を行うための放送機器を設けること。顧客と容易に会話することができる装置としては、インターフォンがあること。インターフォンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。

放送機器の機能を有する有線放送設備（指示の放送が優先されるもの。）を用いてもよい。（H10.10.13消防危第90号質疑）

(カ) 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。

(キ) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

ク 危則第28条の2の5第7号ロに規定する同条第6号ニ「制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作できる箇所」を準用する制御装置は、次に定めるところにより設置すること。（R2.3.27消防危第87号通知）

(ア) 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲とし、位置に応じて当該機器の給油機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。

(イ) 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、上記（ア）の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において火災その他災害に際して速やかに作動させることができるようにすること。

ケ 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所、圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所及び自家用の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、以下のとおりとする。（H10.3.13消防危第25号通知、H24.5.23消防危第138号通知）

(ア) 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の基準（衝突防止措置のうち簡易タンクに係る部分を除く。）の規定の例によること。

(イ) 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の圧縮天然ガス充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素ガス充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の給油取扱所の基準（衝突防止措置に係る部分を除く。）の規定の例によること。

(ウ) 顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内の自家用の給油取扱所の位置、構造及び

設備の技術上の基準は、それぞれ顧客に自ら給油等をさせる屋外又は屋内給油取扱所の基準の例によること。

顧客に自ら給油等をさせる自家用の給油取扱所としては、レンタカー営業所の構内に設置される自家用の給油取扱所等が想定されるものであること。

コ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入する場合は、次の要件を満たすこと。(R5. 5. 15消防危第124号通知)

(ア) 情報提供型AIシステムとしてガイドライン (Ver. 1) 4 「AIシステムの試験方法」又はこれと同等以上の方法により信頼性評価が実施されたものであること。

(イ) AIシステムによる監視の対象となる給油レーンにおいては、停車枠を捉えることができるカメラを設置し、給油を行う顧客及び給油の対象となる車両を監視できること。

(ウ) 導入に伴う管理体制等は次によることとし、予防規程に定めること。

a 必ず従業員が給油許可監視を実施する体制が確保されていること。

b AIシステムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、AIによる監視の事実が周知されていること。

c AIシステムが正常な情報を従業員に提供できない状態にあるときは、従業員がその状態を認識し、直ちにAIシステムの使用を停止できる体制となっていること。

なお、AIシステムの導入に伴って、新たに監視カメラ等の機器を設置するなど、位置、構造又は設備に変更を生じるときは、変更許可を要する。

サ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (以下「セルフ給油取扱所」という。) における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験を行おうとする場合は、次の要件を満たすこと。(R6. 3. 29消防危第75号通知)

(ア) セルフ給油取扱所が次の要件を満たすこと。

a 位置、構造及び設備が法第10条第4項で定める技術上の基準に適合しており、危険物の貯蔵又は取扱いが法第10条第3項に基づき適正に行われていること。

b 実証実験において条件付自動型AIシステムによる監視対象とする給油レーン又は注油レーン (以下「実証レーン」という。) を適切に捉えることのできるカメラ (給油レーンについては2レーンにつき1台以上) が設置されていること。

c 条件付自動型AIシステムの作動状況等に応じて従業員が必要な対応をとることができるよう、次に掲げる機能を有する設備又は機器が設置されていること。

① 条件付自動型AIシステムからの交代要求を従業員が容易かつ確実に認知できる機能

② 条件付自動型AIシステムの作動状況及び故障その他の異常を従業員が容易かつ確実に認知できる機能

③ 条件付自動型AIシステムから従業員へ給油許可監視の引継状況を判別することができる機能

④ 条件付自動型AIシステムが自動停止した場合に、従業員の判断により、条件付自動型AIシステムによる給油許可監視を再開する機能

⑤ 可搬式の制御機器を用いる場合は、実証レーンを監視するためのカメラ映像を可搬式の制御機器の画面に表示する機能

d 条件付自動型AIシステムの作動状況等に係る記録を保存する設備又は機器が設置されていること。

e 可搬式の制御機器を用いる場合は、必要な通信環境が確保されていること。

f bからeのほか、実証実験に用いる条件付自動型AIシステムを構成する設備又は機器が仕様に沿って設置されていること。

(イ) 実証実験に用いる条件付自動型AIシステムが次に掲げる要件を満たすものであること。

a 次に掲げる事項を断続的に監視できること。

- ① 車両の停車位置
- ② 給油ノズル又は注油ノズル（以下「給油ノズル等」という。）を顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備から取る動作
- ③ 自動車若しくは原動機付き自転車の給油口又は危険物の容器（以下「給油口等」という。）に給油ノズル等を差し込む動作
- ④ 顧客が給油又は注油を行う動作
- ⑤ 顧客が注油を行う容器の位置
- ⑥ 給油ノズル等を顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備に戻す動作
- ⑦ 火気の有無

b 従業員の手動操作により、条件付自動型AIシステムから情報提供型AIシステムへの切替えができること。また、情報提供型AIシステムへの切替え後、改めて条件付自動型AIシステムへの切替えができること。

c セルフ給油取扱所及び実証レーンの状況が予め設定した環境条件の範囲内にあるかどうかを常時認識し、当該範囲内においてのみ給油許可監視に係る機能が作動するとともに、次に掲げる場合は給油又は注油の許可を行わず、警報発報等により従業員への交代要求を行うこと。

- ① セルフ給油取扱所又は実証レーンの状況が予め設定した環境条件の範囲外となった場合
- ② 条件付自動型AIシステムを構成する設備若しくは機器の故障、システム障害又は通信障害が発生した場合
- ③ 顧客による給油又は注油に係る作業（以下「顧客の給油作業等」という。）について、次に掲げる事項が安定して検知できない場合
 - i 給油ノズル等が給油口等に挿入されていること
 - ii 車両が適切な停車位置に停車していること
 - iii 容器が適正な位置にあること
- ④ 顧客の給油作業等について、次のいずれかが検知された場合
 - i 給油ノズルが自動車又は原動機付き自転車の給油口に挿入された状態で顧客が給油口等から離れること
 - ii 給油作業等を行っている実証レーンの付近に複数の顧客が立ち入ること
 - iii 監視対象とする給油レーンの周辺に危険物の容器が検知された場合
 - iv 実証レーンの周辺に火気が発生すること

d 次に掲げる場合は当該実証レーンの危険物の供給を安全に自動停止すること。また、従業員の手動操作により、その他のレーンの危険物の供給を安全に停止できること。

- ① 交代要求に対し、従業員が対応出来ない状態が続いた場合
- ② c④ivが検知された場合

(ウ) 次に掲げる事項が予防規程又はその関連文書に明記されるとともに、必要な運用体制が確保されていること。

a 実証実験は、セルフ給油取扱所の事業者が定める実証実験の実施要領に基づき実施すること。また、次のいずれかに該当するに至った場合は、実証実験を停止し、再開時は事前にその旨を管轄消防機関に連絡すること。

- ① 実証実験の実施要領と異なる方法等で実証実験が行われていると認められるとき。
- ② 条件付自動型AIシステムを構成する設備若しくは機器の故障、システム障害

又は通信障害が発生し、条件付自動型AIシステムが正常に機能しない状況が発生したと認められるとき。

- ③ セルフ給油取扱所で事故等が発生し、安全が確保されないと認められるとき。
 - b セルフ給油取扱所の環境条件が条件付自動型AIシステムの利用範囲内（天候、視界等）にあるときのみ、条件付自動型AIシステムによる給油許可監視を行い、当該範囲外となった場合には、直ちに条件付自動型AIシステムによる給油許可監視を停止すること。
 - c 実証レーンを標示等により明示するとともに、AIシステムによる給油許可監視の実証実験を行っている旨を顧客へ周知すること。また、静電気の除去等に係る必要な保安上の注意喚起を行うこと。
 - d 危険物保安監督者及び従業員に対し、実証実験で用いる条件付自動型AIシステムの仕様、機能及び利用方法に関して周知すること。
 - e 条件付自動型AIシステムの作動状況の監視及び実証レーンにおける給油許可監視を行う従業員を配置するとともに、すべての実証レーンについて、次に掲げる対応が確実にできる体制を確保すること。
 - ① 条件付自動型AIシステムからの交代要求がなされた場合に、直ちに従業員が給油許可監視を引き継ぎ、従業員が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うこと。
 - ② 条件付自動型AIシステムが自動停止した場合に、従業員が安全を確認の上、条件付自動型AIシステムによる給油許可監視の再開に係る判断を行うこと。
 - ③ 条件付自動型AIシステムが適正に作動しなかった場合に、従業員が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うこと。
 - ④ 実証レーンにおいて事故等が発生した場合に、従業員が直ちに危険物の供給の緊急停止その他の応急対応を行うこと。
 - ⑤ 可搬式の制御機器を用いる場合、当該制御機器の使用は当該セルフ給油取扱所内で行うものとし、顧客からの呼び出し等があった場合は直ちに従業員が対応し、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
 - f 実証実験で用いる条件付自動型AIシステムに係る設備及びソフトウェアの適切な保守管理（電源及び通信環境の確保を含む。）を徹底すること。
 - g 条件付自動型AIシステムの作動状況等に係る記録の保存データを適切に管理すること。
- (エ) (ウ) aの実証実験の実施要領には、次に掲げる事項が明記されていること。
- a 実証実験の責任者及び緊急連絡先に関すること。
 - b 実証レーンの設置位置及び実証実験の期間に関すること。
 - c 実証実験の実施内容（検証項目、検証方法、記録方法）
 - d (ウ)により予防規程又はその関連文書に定めた事項及び運用体制の細目並びに次に掲げる場合に必要なる安全対策及び応急対応に関すること。
 - ① (イ) a ①から⑥が適正に認識できない場合
 - ② セルフ給油取扱所及び実証レーンの状況が予め設定した環境条件の範囲内にあるかどうかを適正に認識できない場合
 - ③ (イ) cの交代要求又は(イ) dの自動停止が適正に機能しない場合
 - ④ 条件付自動型AIシステムに起因しない事故等が発生した場合
 - e その他保安上必要な事項に関すること。
- (オ) 導入時及び変更時の手続きについて
- 条件付自動型AIシステムの機能等について(ア)から(エ)までの要件が満たされている旨の第三者機関による性能評価等を添付すること。なお、AIシステムの導入に伴って、新たに監視カメラ等の機器を設置するなど、位置、構造又は設備に変

更を生じるときは、変更許可を要する。

シ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客自らによる給油作業の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から行う場合には、次の要件を満たすこと。（R6.9.24消防危第279号質疑）

（ア）次の機能を有する監視制御装置を設けること。

a 次の事項を検知して継続的に監視するとともに、その旨の信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能

- ① 自動車又は原動機付自転車の停車
- ② 給油ノズルを固定給油設備から取る動作
- ③ 給油ノズルが給油口に挿入される動作
- ④ 給油を行う動作
- ⑤ 給油ノズルを固定給油設備に戻す動作

b 次の異常を検知し、その信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能

- ① 自動車又は原動機付自転車が適正な位置に停車されないこと。
- ② a ③の動作に至った後、自動車又は原動機付自転車から顧客が離れること。
- ③ 固定給油設備の付近に2人以上の顧客が確認されること。
- ④ 固定給油設備の付近に火気があること。
- ⑤ 固定給油設備の付近に携行缶及びポリタンクがあること。

（イ）制御卓及び可搬式の制御機器は、次の機能を有すること。

a 固定給油設備周辺のカメラ映像を表示できる機能（複数の固定給油設備がある場合は、各固定給油設備のカメラ映像を切替えて表示できる機能）

b （ア）a ①の停車又は（ア）a ②から⑤までのいずれかの動作を検知した場合は、画面表示により従業員に報知する機能

c （ア）b ①から⑤までのいずれかの異常を検知した場合は、画面表示及び警報音により従業員に報知し、又は給油を停止する機能

（ウ）固定給油設備の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を設置すること。

（エ）次の場合に従業員がとるべき措置に関する事項を予防規程に明記するとともに、適切に対応することができる体制等（従業員の配置、掲示物等による顧客への周知等）を整備すること。

- a 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合
- b 顧客からの呼び出しがあった場合
- c 事故が発生した場合

ス その他の留意事項

（ア）コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねる場合で、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保される形態のものは、認めて差し支えないこと。

（イ）放送機器の機能を有する有線放送設備のうち、有線放送よりも指示の放送が優先されるものは、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送設備として認めて差し支えないこと。

第2 販売取扱所

1 第1種販売取扱所

- (1) 木造建築物（倉庫内）の一部に販売取扱所を設けることは認められない。（S41.11.4自消丙予発第141号質疑）
- (2) 販売取扱所の店舗の位置は、販売取扱いを目的とし、危令第18条の技術上の基準に適合していれば、その店舗が道路に面していなくとも認められるものである。（S40.6.1自消丙予発第99号）
- (3) 販売取扱所の用に供する部分には、事務室を設けることができる。ただし、事務室は耐火構造又は不燃材料で区画された室とし、出入口には自動閉鎖の防火設備を設け、窓及び出入口にガラスを用いる場合は網入りガラスとすること。また、出入口の敷居の高さは、販売取扱所の用に供する部分の床面から15cm以上とすること。
- (4) 危令第18条第1項第9号に規定する「配合室」は、次によること。
 - ア 壁は、耐火構造又は不燃材料で準耐火構造とした構造とすること。
 - イ 「屋根上に排出する有効な換気装置」については、製造所の例によること。

2 第2種販売取扱所

- (1) 危令第18条第2項第2号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」は、次によること。
 - ア 次の場合は、措置を講じたものと認められる。（S48.8.2消防予第121号質疑）
 - (ア) 上階の外壁が耐火又は準耐火構造であること。
 - (イ) 当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部に、はめ殺しの防火設備が設けられていること。
 - イ 上階への延焼を防止するための措置としては、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法がある。なお、ひさしを設ける場合にあっては、突き出しの長さを0.9m以上とすること。

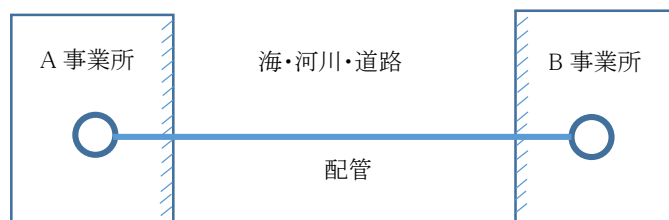
ただし、上階に開口部がない場合にあってはこの限りでない。（S46.7.27消防予第106号通知）
- (2) 危令第18条第2項第4号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」は、次によること。
 - ア 当該取扱所の両側に近隣する建築物との間隔が0.9m未満である取扱所の部分は、「延焼のおそれのある壁又はその部分」とする。（S46.7.27消防予第106号通知）
 - イ 販売取扱所の前面外壁部分の側端に0.9m以上の長さで、かつ、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）に達する高さの耐火構造のそで壁を設けた場合の当該前面外壁部分は、延焼のおそれのない部分とする。（S48.8.2消防予第121号質疑）
- (3) 第2種販売取扱所と他用途部分との隔壁に監視用の30cm×40cmの窓（はめ殺しの網入りガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設ける。）を設けることができる。（S51.7.12消防危第23-3号質疑）

第3 移送取扱所

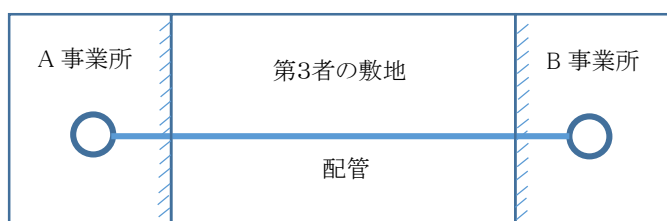
1 移送取扱所に該当するもの

配管が2以上の敷地又は事業所にわたり、かつ、その間に海、河川、道路等の公有地又は第三者の敷地（以下「海等」という。）があるもの。ただし、2（2）ウを除く。（S49.4.25消防予第63号質疑、H11.6.15消防危第58号質疑）

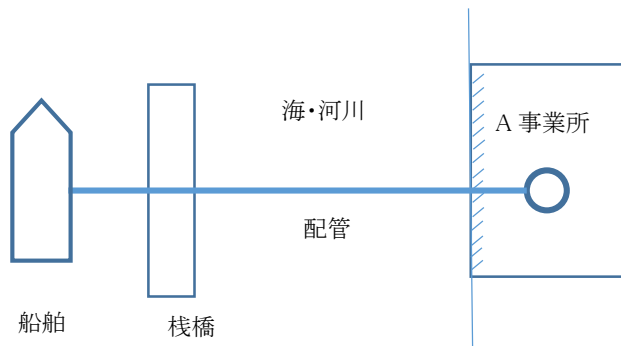
例1



例2



例3

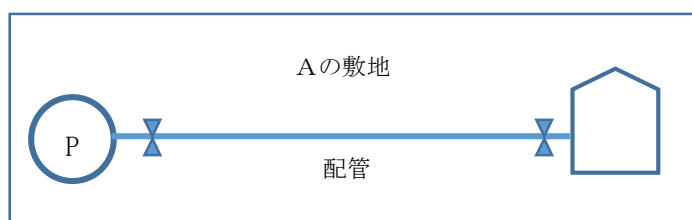


2 移送取扱所に該当しないもの

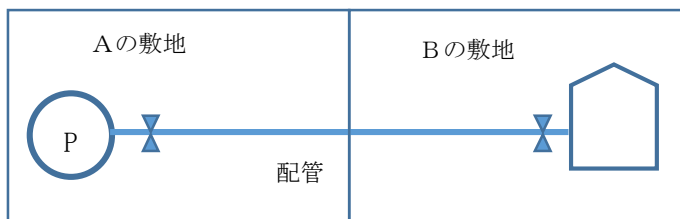
(1) 石油パイプライン事業法（S47.6.26 法律第105号）の適用を受けるもの

(2) 危政令第3条第3号に定める移送取扱所から除かれる「当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一段の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するもの」とは、次によること。

ア 配管の全てが同一敷地内にとどまるもの



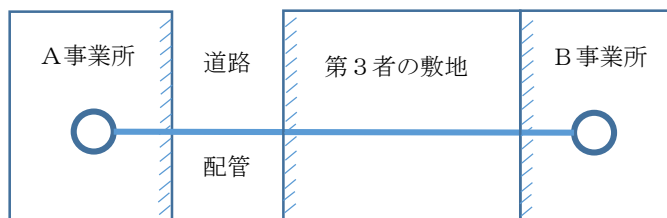
イ 配管が2以上の敷地にわたる場合でも、その間に海等がないもの



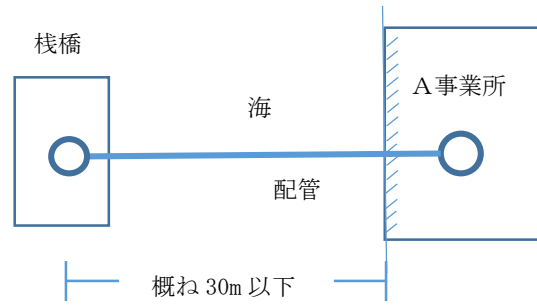
ウ その他 (S49. 4. 25 消防予第63号)

(ア) 危険物の払出し施設から受入れ施設までの間の配管が、一の道路又は第三者（危険物の払出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次のいずれかである場合。

- ① 道路にあつては、配管が横断するものであること。
- ② 第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過する配管の長さが100m以下のものであること。

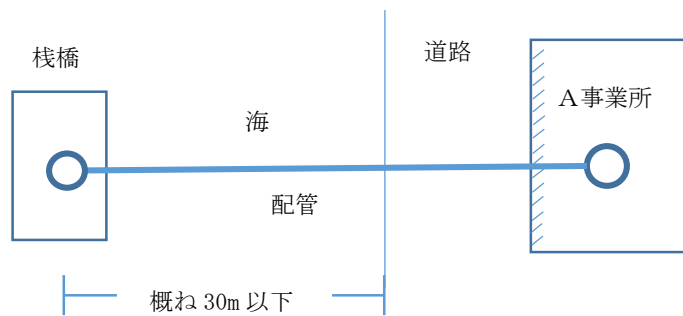


(イ) 危険物の払出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第一石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さが原則として30m以下のもの

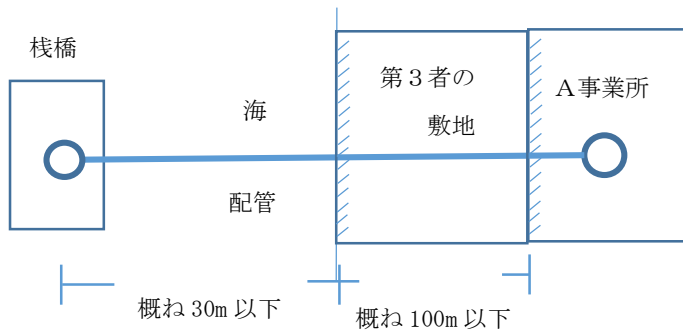


(ウ) ア及びイの要件が重複するもの

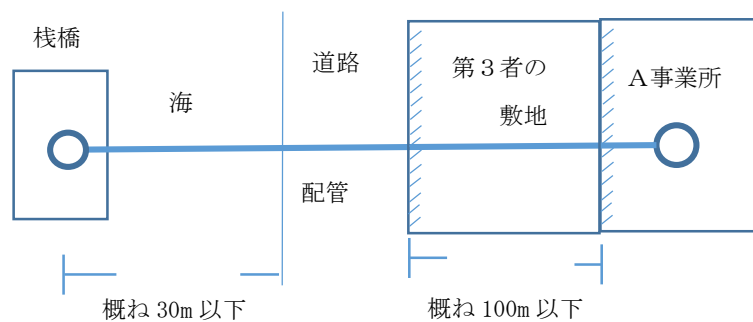
例1



例2



例3



(3) 従前、同一の事業所内にあった一般取扱所の危険物配管に関して、同一事業所内に新たな合弁会社等を設立することにより、当該合弁会社等の敷地を、100mを超えて通過することとなる場合、当該合弁会社等の保安管理等が従前と同様一元的に行われるのであれ

ば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の一般取扱所のまま規制することができる。

- (4) 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の附属配管又は一般取扱所として規制することができる。

3 移送取扱所の範囲

移送取扱所の範囲は、配管、ポンプ及びこれらに附属する設備とすること。

- (1) 配管が1本の場合は、ポンプ直近の吸入配管の弁から屋外貯蔵タンク等の直近の弁までとすること。
- (2) 配管が1本の場合で2以上の屋外貯蔵タンク等に移送する場合は、ポンプ直近の吸入配管の弁から屋外貯蔵タンク等の調整弁までとすること。
- (3) 配管が2以上あり、かつ、海等に一団となって配管が敷設される場合は、一の移送取扱所としてみなすこと。

4 申請の方法

(1) 申請者

移送取扱所は、配管が2以上の敷地又は事業所にわたる場合でも一の移送取扱所として規制するため、申請者は原則として移送する側の関係者とすること。

(2) 配管の長さの算定

- ア 配管が1本の移送取扱所の場合は、3の(1)又は(2)によりその長さを算定すること。
- イ 配管が2本以上の移送取扱所の場合は、配管の長さの合計ではなく、起点から終点までの当該配管の延長のうち最大のものを算定すること。

5 移送取扱所の基準

(1) 配管等の材料

「同等以上の機械的性質を有するもの」については、次の項目について検討し判断する。

(◆)

- ア 引張強さ、降伏点の強度又は耐圧性能が十分あり、かつ、これらの性質に相応する延性を有する。
- イ 衝撃荷重、繰返し荷重等に対する抵抗が十分である。
- ウ 使用温度において必要な破壊靱性を有する。
- エ フランジにあつては、継手としての強度及び漏れに対する抵抗が十分である。
- オ 前アからエの条件に相応する化学成分のものである。
- カ 溶接部は、十分な強度を有し有害な欠陥がない。

(2) 配管等の構造

ア 「配管等の構造」は、主荷重（常時連続的、長期的に作用する荷重）及び従荷重（一時的、短期的に作用する荷重）によって生ずる応力に対応し安全なものでなければならず、構造設計時における主荷重と従荷重の組合せ方法は、配管に作用する全主荷重と一の従荷重の組合せとして、それぞれの場合において応力度の検討を行うこと。(◆)

| 主荷重 | 従荷重 |
|---------------|--------------|
| 危険物の重量 | 風荷重 |
| 配管等の内圧 | 雪荷重 |
| 配管及びその附属設備の自重 | 温度変化の影響 |
| 土圧 | 震動の影響 |
| 水圧 | 地震の影響 |
| 列車荷重 | 投錨による衝撃の影響 |
| 自動車荷重 | 波浪及び潮流の影響 |
| 浮力 | 設置時における荷重の影響 |
| | 他工事における影響 |

イ 配管に取り付ける1 B以下の空気抜き、ドレン抜き又は計器類の取付用ノズル配管については、配管の最小厚さの基準を適用しないことができる。ただし、メイン配管と同材質でs c h 8 0以上を使用すること。(◆)

(3) 伸縮吸収措置

ア 「配管の有害は伸縮」とは、温度変化に伴う伸縮のほか、不等沈下のおそれのある部分又は伏越部等の敷設条件の急変部分において生じる圧縮、引張、曲げ及びせん断の各応力度並びに合成応力度のいずれかが許容応力度を超える場合をいう。(◆)

イ 伸縮吸収措置は、曲がり管によることを原則とするが、移送基地の構内で、かつ、常用圧力が1 MP a未満の場合にあっては、ベローズ形伸縮継手を用いることができる。(◆)

(4) 配管等の接合

ア 「溶接によることが適当でない場合」とは、絶縁継手部等やむを得ない部分をいう。

イ 「接合部分の点検を可能とし、かつ、危険物の漏えい拡散を防止するための措置」については、事業所の敷地内に設置するフランジ接合部で、当該フランジ接合部分から危険物が漏出した場合に、敷地外へ飛散するおそれのない場所以外の場所に設置するものに設けるものとし、次によること。

(ア) ドレンバルブ及びふたを設けた水密構造の堅固で耐久力を有する構造物（以下「点検箱」という。）とすること。

(イ) 点検箱の材質は、厚さ1. 6 mm以上の鋼板を用いること。

(ウ) 腐食防止塗装等の防食措置を施すこと。

(エ) 点検箱は、当該配管の構造に支障ないものとし、その有効深さ（接合部分下端と点検箱底板との間隔）は、1 0 cm以上とすること。

(5) 溶接

ア アーク溶接の方法としては、手溶接のほかに半自動溶接及び全自動溶接（サブマージ方式、イナートガス方式、炭酸ガス方式等）も同等以上の溶接効果を有するものと認められる。(◆)

(6) 防食被覆

ア 廃止されたJIS G 3491「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する塗覆装材及び塗覆装の方法により施工される配管の塗覆装は、危告示第2 2条第1号及び第2号の規定に適合するものとして認められる。(H23. 12. 21消防危第302号質疑)

イ 危告示第2 2条第1号に規定する「これと同等以上の防食効果を有するもの」につい

ては、第3章第2共通基準12(6)オによること。

(7) 電気防食

ア 告示第23条第2号に規定する「電位測定端子の適切な間隔」とは、電氣的腐食を受けるおそれの強い場所等腐食環境の悪い場所にあつては200m程度とし、腐食環境が良くなるに従つてその間隔を500m以内に広げることができる。(◆)

イ 「電気防食の施工方法」については、第3章第2共通基準12(6)カ(ウ)によること。

(8) 地下埋設

ア 危則第28条の12第2号に規定する「他の工作物」とは、当該配管及び当該配管に附属するもの(防爆構造物、漏えい拡散防止措置等)以外の工作物をいい、他の危険物配管(一の移送取扱所が二以上の配管によって構成される場合の他方の配管も含む。)、下水管、建築物の基礎等をいう。

イ 危則第28条の12第3号に規定する「山林原野」とは、地形の状況等から高度の土地利用ができない地域であるが、現在の土地利用の状況が山林原野であっても、国土利用計画法第9条第2項の都市地域、農業地域等のように高度の土地利用が計画されている地域は、「その他の地域」として取り扱うものである。

ウ 移送取扱所の配管の一部を建築物の地盤面に敷設することについて、危則第28条の12第1号及び危告示第24条第1項第1号に規定する工作物等に対する水平距離を有することができない場合で、シールド工法で施工されたトンネル内に敷設し、漏えい覚知装置を設けることにより、危令第23条の特例を適用することができる。

(S56.9.24消防危第119号質疑)

エ 同一隧道内に危険物配管と高圧ガス配管等を併設することについて、隧道内に保安設備及び通報設備並びに出入口及び排気口等に防火設備・防火ダンパーを設ける等により併設することができる。(S56.10.1消防危第125号質疑)

(9) 道路下埋設

ア 危則第28条の13第1号に規定する「自動車荷重の影響の少ない場所」とは、通常土被り土圧以外に過大な外力が加わる頻度の少ない歩道、路肩、分離帯、停車帯、法敷等が該当する。(◆)

イ 危則第28条の13第3号に規定する「防護工」とは、他工事による配管の損傷防止の一方策として設けるものであり、鉄筋コンクリート板又は鉄板等が該当する。なお、鉄筋コンクリート板を使用する場合にあつては、その厚さを50mm以上とし、鉄板を使用する場合にあつては、その厚さを6mm以上とすること。

ウ 危則第28条の13第3号に規定する「防護構造物」とは、列車、自動車などの荷重及び不等沈下による荷重を配管が直接受けることを防止するために設けるものであり、鋼鉄製さや管、鉄筋コンクリート製カルバート等が該当する。なお、防護構造物は、土砂の流入防止、両端部の地崩れ防止、地盤沈下防止、配管の防食、漏えい拡散防止等のために、原則として、その両端を閉鎖する必要がある。

(10) 地上設置

ア 危則第28条の16第2号に規定する「移送基地」とは、ポンプにより危険物を送り出し、又は受入を行う場所であり、ポンプには船又は移動タンク貯蔵所のポンプを含むものとする。また、海上に設置された栈橋は船舶のポンプ及びローディングアーム等により危険物の送り出し、又は受け入れを行う場所であることから、移送基地に含めるものとする。

イ 危則第28条の16第2号に規定する「移送基地の構内」とは、移送基地を含め、危則第28条の51(移送基地の保安措置)の規定に基づき、事業所内の柵、塀等で囲われ、かつ、危険物流出防止措置が講じられたエリアをいう。

また、当該事業所については、分社化又は合併会社等の設立などにより、同一敷地内で別事業所となった包括事業所、又は業務提携等により、原料・中間体等を相互利用している事業所であって、かつ、保安管理体制が一元的に行えるものを含むものとする。

ウ 危告示第32条第2号及び第3号に規定する「移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内」とは、事業所の敷地のうち、移送取扱所の存する事業所と一体の管理が行われる場所をいう。

エ 危則第28条の16第3号に規定する配管の空地のうち、配管の両側に保有すべき空地は、それぞれの配管の周囲に当該配管の外径の2分の1以上の間隔を確保し、それぞれの配管に必要な空地の幅を確保すれば足りる。(S58.12.13消防危第130号通知)

オ 危則第28条の16第3号に規定する「保安上必要な措置」とは、水密構造で両端を閉鎖した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な塀等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合の措置が該当するほか、当該配管の周囲の状況に応じて、配管から流出した危険物に火災が発生した場合又はその周囲の建築物等が火災になった場合に相互に延焼を防止するために有効であり、かつ、消防活動上の支障がないことを事業者が検証した措置をいう。(H23.12.1消防危第273号質疑)

カ 危則第28条の16第7号に規定する「維持管理上の必要な感覚」については、当該配管の外径の2分の1以上の間隔とする。

(11) 道路横断設置

ア 危則第28条の19第1項ただし書きにより道路上を架空横断して設置する場合には、配管をさや管に収納するとともに、その手前に衝突防護工を設ける。この場合において、衝突防護工は自動車が衝突した場合に当該自動車を停止せしめるものとする。(◆)

イ ア及び危則第28条の19第2項に規定する「さや管」の中に設置する場合については、次によること。

(ア) 配管とさや管等との間に緩衝物を充てんし、当該配管とさや管等とが接触しないようにすること。

(イ) さや管等の直近に建築物、土手等が存在する場合は、当該さや管等の両端を閉そくすること。

(12) 河川等横断設置

ア 危則第28条の21第1項に規定する「河川を横断して配管を設置する場合」は、原則として、橋に設置しなければならないこととされ、この場合の「橋」は、専用橋のほかには道路橋等に添架することも含まれると考えられるが、この場合においては、次の各項目に留意すること。(◆)

(ア) 道路橋等の構造に悪影響を及ぼさないように取り付けること。

(イ) 自動車等の走行による橋体の振動により配管及びその支持物が損傷を受けないこと。

(ウ) 熱膨張、収縮により配管に生ずる熱応力が過大とならないよう適切な伸縮吸収措置をすること。

(エ) 道路橋等の上から第三者による損傷を受けるおそれのある場所は、防護措置を講ずること。

(オ) 漏えい拡散防止措置を講ずること。

(カ) 専用橋とする場合は、橋脚を流木等の衝撃に耐えうるよう堅固な構造のものとする。

(13) 漏えい拡散防止措置

ア 危則第28条の22に規定する「漏えいした危険物の拡散を防止する措置」とは、配管を鋼鉄製さや管又は水密構造の鉄筋コンクリート製カルバート等の中に設置することが該当すること。

イ 危告示第39条第5号に規定する「砂質土等の透水性地盤」とは、一般的には透水係

数値がおおむね0.001cm毎秒オーダー以上のものが該当すると考えられるが、土質及びその構成を勘案して総合的に判断すること。

(14) 可燃性の蒸気の滞留防止措置

危則第28条の23に規定する「可燃性の蒸気が滞留しないよう必要な措置」とは、可燃性蒸気がおおむね爆発下限界の1/4以内の濃度に達したときに自動的に作動する強制換気装置を設置する場合は該当する。(◆)

(15) 不等沈下等のおそれのある場所における配管の措置

危則第28条の24に規定する「配管に生じる応力を検知するための装置」とは、配管に生じる応力を直接測定する装置(ストレンゲージ等)又は配管の設置されている地盤の変位量を測定することにより間接的に配管に生じる応力を検知するもの(沈下量測定装置及び地すべり変位量測定装置等)等が該当する。(◆)

(16) 配管と橋との取付部

危則第28条の25に規定する「必要な措置」とは、曲がり管の使用又はさや管の中への設置等が該当する。(◆)

(17) 非破壊試験

ア 棧橋は移送基地に含まれるものであるが、危則第28条の27第1項に規定する「移送基地の構内の地上」には該当しないことから、棧橋上の配管の溶接部の非破壊検査については、全溶接部を実施するものとする。(◆)

イ 危則第28条の27第1項に規定する「全溶接部の20%以上の溶接部の抜取り試験」については、放射線透過試験を実施することが適当でない空気抜き、ドレン抜き又は計器類の取付ノズル等の溶接部を除いた溶接数の20%以上の抜取り試験とする。また、放射線透過試験を実施することが適当でない溶接部の放射線透過試験以外の試験についても、当該溶接数の20%以上の抜取り試験とする。(◆)

ウ 危則第28条の27第2項に規定する「振動、衝撃、温度変化等によって損傷の生じるおそれのあるもの」としては、道路下横断、線路下横断、橋梁添架部、橋梁取付部等のうち特に振動、衝撃等をはなはだしく受ける箇所に設けられる配管等の溶接部が該当する。なお、横断部では、さや管等を使用するなどの方法で配管等に作用する荷重、振動、衝撃等が緩和されれば、第1項に規定する基準を適用することができる。(◆)

(18) 耐圧試験

危則第28条の28に規定する配管等の耐圧試験は、危告示第42条第1号に示すとおり、水以外の液体を用い、又は気体を用いた試験を行うことは認められない。

(19) 運転状態の監視装置

ア 危則第28条の29第1項に規定する「ポンプ及び弁の作動状況等当該配管系の運転状態を監視する装置」は、常時人の居る中央制御所等に設置する等、テレメータリング等によりポンプの運転状態、各弁の開閉状態、各部の圧力、流量など重要な要素が常時把握できるように措置すること。(◆)

イ 危則第28条の29第2項に規定する「警報する装置」は、異常な事態が発生した場合にランプ、ブザー等により異常事態の種別ごとに表示ができ、かつ、当該事態を検知した箇所を指摘できるとともに、警報装置の機能が正常であることを確認できる機能を有すること。(◆)

(20) 圧力安全装置

危則第28条の31第1項に規定する「油撃作用等によって生ずる圧力を制御する装置」には、圧力逃し装置(サージレリーバ)等が該当する。(◆)

(21) 警報設備

危則第28条の37により危告示第52条第2号に規定する「可燃性蒸気を発生する危険物」には、引火点40℃未満のものであり、また、可燃性蒸気警報設備の検知部は、ポンプ及び排気用ダクト吸込み部の周辺に設置し、その設定値は可燃性蒸気の爆発下限界の

1/4以下とすること。

(22) 予備動力源

危則第28条の39に規定する「予備動力源」は、常用動力源が故障等により遮断した場合において運転状態の監視装置、安全制御装置、圧力安全装置、漏えい検知装置、通報設備等の保安のための設備を正常に機能させるために設置するものであり、常用動力源の故障時等には、自動的に作動するよう設置すること。(◆)

(23) 絶縁

ア 危則第28条の41第1項に規定する「支持物その他の構造物から絶縁しなければならない」場合としては、電気防食措置を実施している地下埋設配管と緊急遮断弁等の点検箱との貫通部、保安設置としている地上配管と支持物等が考えられ、絶縁材としては、クロロプレンゴム、ポリサルファイドポリマー、モルタル等が該当する。(◆)

イ 危則第28条の41第2項に規定する「絶縁用継手をそう入しなければならない」場合としては、電気防食措置を実施している地下埋設配管の地上への立上りの部分、地下埋設配管の電気防食措置の方式の異なる部分等が該当する。(◆)

(24) 避雷設備

避雷設備は、移送基地に設置されるポンプ、ピグ取扱装置等を包含できるように設けること。(◆)

(25) 標識等

地下埋設の場外配管の位置標識の設置個数は、市街地にあつては、場外配管の埋設長さ50mに1個、その他の地域にあつては場外配管の埋設長さ100mに1個の割合で設けるほか、場外配管の屈曲点及び分岐点並びに道路、鉄道、河川、水路等の横断部の両側及びバルブピットの配置箇所に設けること。(◆)

(26) ポンプ等

ア ポンプ等の周囲には、危則第28条の47第2号の規定により、保有空地が必要であるが、移送ポンプと配管で接続される屋外タンク貯蔵所とは相互に密接不可分であり、かつ、保有空地を保って隔離することは技術上不可能であることから、移送ポンプ及び当該ポンプに接続する屋外タンクの相互の保有空地については、危令第23条の特例基準を相互に適用するものとする。(◆)

イ 「ポンプ室の構造」及び「ポンプ等の屋外設置の方法」について、製造所の例によること。

ウ みなし移送取扱所(S49.4.30までに許可を受けている屋外タンク貯蔵所又は一般取扱所で、危令第3条第3号の規定に該当することとなった移送取扱所をいう。)のポンプ等の保有空地内に混在する、既設の屋外タンク貯蔵所等の附属ポンプ(いわゆる「関連ポンプ」又は「場内ポンプ」)については、移送取扱所に包括して規制しているが、附帯する保有空地内の配管は移送取扱所の配管として規制せず、当該ポンプのみを移送取扱所として附属とし、配管については、屋外タンク貯蔵所等の附属として規制する。

この場合におけるポンプの構造基準については、移送取扱所の基準に適合させる必要はなく、屋外タンク貯蔵所等の基準で足りるものとする。(◆)

(27) 危険物の受入れ口及び払出し口

マニホールド切替えアームは、移送取扱所の払出し口に該当する。(S55.3.4消防危第30号質疑)

(28) 移送基地の保安措置

ア 危則第28条の51第1項に規定する「さく、へい等」については、当該移送基地の設置場所の状況に応じ、当該移送基地を設置する事業所周圍の敷地境界部分に設けることが、認められることもある。(◆)

イ 危則第28条の51第2項に規定する「移送基地の構外」とは、「移送基地」及び「移送基地の構内」以外の場所をいう。

ウ 危則第28条の51第2項ただし書きに規定する「保安上支障がないと認められる場合」とは、次の事項等が該当する。(◆)

(ア) 移送基地の地盤面より、周囲の地盤面が0.5m以上高い場合、

(イ) 配管の接合方法が危則第28条の7第1項ただし書きによるフランジ接合の場合において、当該接合部の点検を可能とし、かつ危険物の漏えい拡散防止措置が講じられているもの。

(ウ) 栈橋を除く事業所の敷地内にあつては、雨水排水系を含めて構外への排出口付近に漏油検知警報装置を設置する場合。

(エ) 栈橋にあつては、栈橋の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けるとともに、水抜きバルブ及び水抜き口を設置する場合。

(オ) 危則第28条の32第1項第2号に規定する配管系内の危険物の流量又は同第3号に規定する配管系内の危険物の圧力を測定することによって自動的に危険物の漏えいを検知することができる装置等を設置する場合。